

**剣淵町障がい者基本計画
第6期剣淵町障がい福祉計画
第2期剣淵町障がい児福祉計画**



**令和3年3月
剣淵町**

【「障がい」の表記について】

障がい者施策にかかわる昨今の社会的な背景や人権尊重、障がいのある方への配慮から、「障害」「障害者」の「害」の漢字の表記については、原則として「ひらがな表記」とします。

ただし、法令名、法定制度の名称、機関の固有名詞や人の状態を表すものでない場合は適用除外とします。

表紙の絵

作者：障害者支援施設剣淵西原学園 菊地政司

題名：「牛」

は じ め に

障がいのある人もない人も共に地域で助け合い暮らすノーマライゼーション社会を実現することは、剣淵町民すべての願いです。

これまで、剣淵町では、社会福祉法人が行う福祉サービス事業、社会福祉協議会を中心とした地域福祉活動、小中学校の特別支援教育活動、剣淵高校の福祉教育、絵本の里にふさわしい安全安心な農産物の生産をはじめ街並み整備など、特色ある福祉のまちづくりが進められてきました。

こうした状況の中、国においては、障害福祉計画の基本指針の見直しが行われ、成果目標として、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等有する機能の充実」、「福祉施設から一般就労への移行等」、障がい児支援の提供体制の整備等」、「相談支援体制の充実・強化等」、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」の7項目が設定されています。

剣淵町においては、「剣淵町障がい者基本計画」の基本理念である「思いやりの心をはぐくみ 支え合う 彩りとぬくもりのまち けんぶち」をめざし、障がい者施策を展開してまいりました。

今回、策定しました「剣淵町障がい者基本計画・第6期剣淵町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」は、現障がい者基本計画、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画を検証し、障がい福祉サービス等のニーズを踏まえ、今後の障がい者施策の方向性を示すとともにサービスの目標値を定めたものであります。この計画を基に、障がい者地域社会の一員として暮らせるようサービスの提供体制を整え、地域生活を支援する環境整備をさらに進めてまいります。

本計画の推進にあたり、行政はもとより、町民の方々をはじめ、関係機関や団体、事業者が一体となって、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

また、今般の新型コロナウイルス感染症により、社会は劇的な変化を強いられております。本町においては町民、事業者の皆様と一緒に、必要な支援を届けられるよう取り組んでまいります。

結びになりますが、本計画を策定するにあたり、自立支援協議会委員の皆様をはじめ、関係団体の皆様並びに貴重なご意見ご提案をお寄せいただいた多くの皆様に心から厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

剣淵町長 早 坂 純 夫

目 次

第1章 計画策定の基本的考え方

1. 計画策定の背景と趣旨	2
2. 障がい者福祉をめぐる国等の動き	2
3. 計画策定の目的	4
4. 計画の位置づけ	4
5. 計画期間	5

第2章 障がい者を取り巻く状況

1. 人口・世帯等について	7
2. 障がい者の動向	9
3. 障がい福祉サービス・障がい児通所支援の利用状況	17

第3章 計画の基本的方針

1. 計画の基本理念	21
2. 基本目標	22
3. 基本理念の実現に向けた施策体系	23

第4章 施策の展開

基本目標1 共に支え合う心をはぐくむまちづくり	25
1. 心のバリアフリー	25
2. 創意を生かした地域福祉活動の促進	28
基本目標2 健やかに安心して暮らせるまちづくり	30
1. 生活支援の充実	30
2. 保健医療体制の充実	34
基本目標3 自立と社会参加を支えるまちづくり	37
1. 療育・教育の充実	37
2. 社会参加の促進	39
3. 安心とやさしさのまちづくりの推進	42
4. 情報・コミュニケーションの充実	45

第5章 計画の目標値・サービスの見込量

（障がい福祉計画・障がい児福祉計画）

1. 障害者総合支援法・児童福祉法によるサービス体系	47
2. 令和5年度に向けた数値目標の設定	49
3. 基本目標達成に向けたサービス・事業体系	55
4. 指定障害福祉サービス	59
5. 地域生活支援事業	61
6. 障がい児通所支援（指定障害児通所支援）	66

第6章 計画の推進

1. 計画の推進	69
2. 専門従事者の育成・確保	69
3. 行政職員の資質向上	69
4. 財源の確保	69
5. 計画の点検・評価と進行管理	70
資料編	72

第 1 章 計画策定の基本的考え方

第1章 計画策定の基本的考え方

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国の障害保健福祉施策においては、障がい者及び障がい児が基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活、又は社会福祉を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することをめざし、制度を整備してきました。

これまで、平成18年度の障害者自立支援法の施行により、障害福祉計画の作成が義務化され、またその後、平成28年の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により障害児福祉計画の作成が義務付けられました。サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みを構築した上で、国の基本指針により障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成、又は変更にあたって即すべき事項について定めてきました。

この計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の目標を設定するとともに、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成、又は変更にあたって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業並びに障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものです。

また、「絵本」というテーマを通して絵本の持つ「温もりと優しさ」を生かした特色ある地域づくりを進めてきました。そして、その活動に「西原の里」の名で呼び親しまれている「西原学園」や「北の杜舎」の障がい者支援施設が積極的に協力するなど、障がいのある人もない人も、関わり合いながら共に暮らしていける「地域に開かれた福祉」を今後めざしていきます。

今回、「第5期剣淵町障がい福祉計画及び第1期剣淵町障がい児福祉計画（平成30年～令和2年）の計画期間が終了することに伴い、「第6期剣淵町障がい福祉計画及び第2期剣淵町障がい児福祉計画（令和3年～令和5年）」を策定し、より一層の障がい者福祉の推進をめざします。また、「障がい者基本計画」についても法律の改正に応じた見直しを行います。

2. 障がい者福祉をめぐる国等の動き

(1) 国の動き（平成30年以降）

年	主な動き
平成30年	3月「障害者基本計画（第4次）」策定 4月 改正「障害者総合支援法」「児童福祉法」施行 6月「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行
平成31年	3月「障害者文化芸術推進計画」策定
令和元年	6月 改正「障害者雇用促進法」施行 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行
令和2年	6月 改正「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行

第1章 計画策定の基本的考え方

(2) 障害福祉計画策定の基本指針の見直し

令和2年5月に、障害福祉計画策定に係る基本指針が告示されました。本計画は以下の改定を踏まえて策定することとなります。

項 目	主な内容
基本理念	① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない、一元的な障害福祉サービスの実施等 ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービスの提供体制の整備 ④ 地域共生社会の実現に向けた取り組み ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援 ⑥ 障害福祉人材の確保 ⑦ 障害者の社会参加を支える取組
成果目標	① 施設入所者の地域生活への移行 ・地域移行者数：令和元年度末施設入所者6%以上 ・施設入所者数：令和元年度末の1.6%以上削減 ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築 ・精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数316日以上（H30年時点の上位10%の都道府県の水準）（新） ・精神病床の1年以上入院患者数：10.6万人～12.3万人に（H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減） ・退院率：3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上（H30年時点の上位10%の都道府県の水準） ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上運用状況を検証、検討 ④ 福祉施設から一般就労への移行等 ・福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とする。 うち移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、就労B型：1.23倍（新） ・就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用（新） ・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上（新） ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等 ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置する。 ・難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保（新） ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築する。 ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保する。 ・医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置及び医療的ケア時児等に関するコーディネーターの配置（一部新） ⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】 ・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保 ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

第1章 計画策定の基本的考え方

3. 計画策定の目的

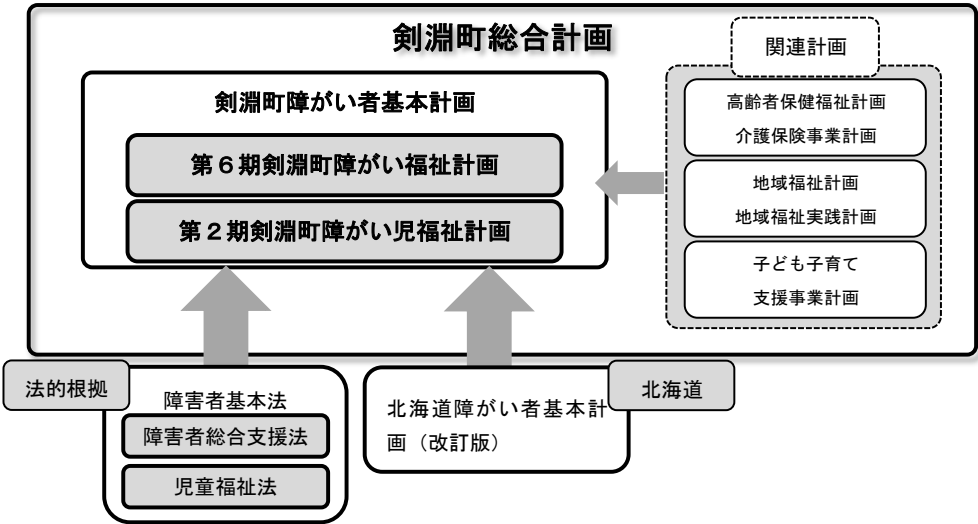
本町の実情や国の制度改革の動向、社会の変化等も踏まえ、また、本町におけるこれまでの障がい者施策の成果を受け継ぎつつ、ニーズの多様化や法制度改革の動向などに迅速・的確に対応しながら、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちを実現するための基本的方向を明らかにするために、本計画を策定するものです。

4. 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法第11条第3項」に基づく「剣淵町障がい者基本計画」と、「障害者総合支援法第88条」及び「児童福祉法第33条の20第1項」に基づく「剣淵町障がい福祉計画」及び「剣淵町障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

「剣淵町障がい者基本計画」においては、障がい者施策の基本的な指針を示した計画、「剣淵町障がい福祉計画」と「剣淵町障がい児福祉計画」においては「剣淵町障がい者基本計画」の障がい福祉サービス、障がい児通所支援等及び地域生活支援事業の見込量を定めた実施計画として、剣淵町の障がい者施策の総合的な推進をめざします。

本計画は、国の障害者基本計画及び北海道障がい者基本計画、本町の上位計画である「第6期剣淵町総合計画」や関連計画との整合性を確保して策定します。



	障がい者基本計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	中長期	3年間	3年間
計画内容	障がい者のための施策に関する基本的事項を定める	障がい福祉サービス等の必要量や確保に関して定める	障がい児福祉サービス等の必要量や確保に関して定める

5. 計画期間

(1) 剣淵町障がい者基本計画

本町の障がい者施策推進の基本的指針となる剣淵町障がい者基本計画の、計画期間は、平成30年度から令和 5 年度までとなっています。

(2) 剣淵町障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、令和5年度末における福祉サービス等の必要見込量や達成すべき数値目標を設定した上で、計画の期間は令和 3 年度から令和 5 年度までとし、各年度における必要量や数値目標を見込みます。

計画期間(年度)								
H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障がい者基本計画(平成30年度～令和5年度)						次期計画		
第5期 障がい福祉計画			第6期 障がい福祉計画			次期 障がい福祉計画		
第1期 障がい児福祉計画			第2期 障がい児福祉計画			次期 障がい児福祉計画		

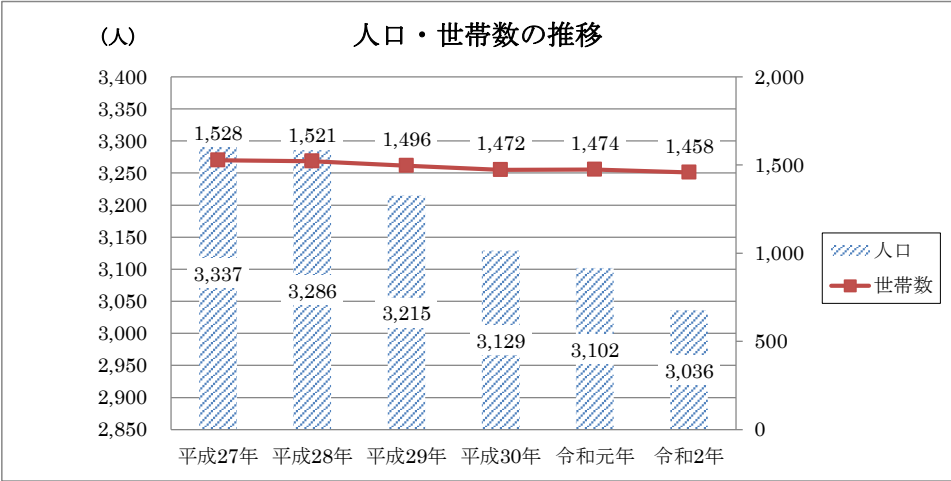
第 2 章 障がい者を取り巻く状況

第2章 障がい者を取り巻く状況

1. 人口・世帯等について

(1) 人口・世帯数構造

剣淵町の令和2年4月1日現在の総人口は、3,036人で世帯数は1,458世帯です。
総人口は一貫して減少傾向にあり、平成27年から5年間で約9.0%（301人）減少しています。
世帯数も減少傾向にあり、5年間で70世帯減少しています。令和2年4月1日の1世帯の人数は2.08人となっています。



※資料：住民基本台帳
※各年4月1日現在

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
総人口 (人)	3,337	3,286	3,215	3,129	3,102	3,036
世帯数 (世帯)	1,528	1,521	1,496	1,472	1,474	1,458
人世帯当たり人数 (人)	2.18	2.16	2.15	2.13	2.10	2.08

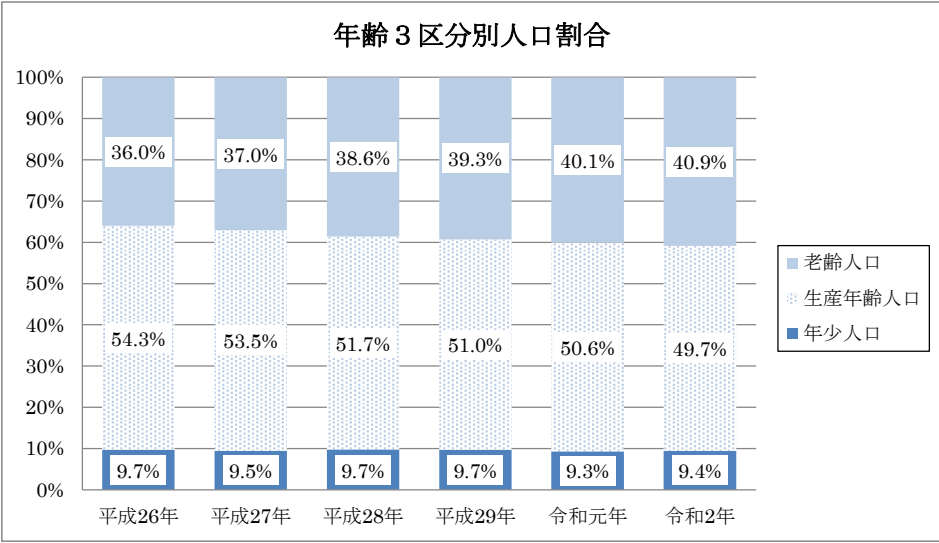
第2章 障がい者を取り巻く状況

(2) 年齢3区分別人口

令和2年4月1日現在の年齢3区分別人口の割合は、年少人口が9.4%、生産年齢人口が49.7%、高齢者人口が40.9%です。

年少人口はほぼ横ばいですが、生産年齢人口が減少し、高齢者人口が増加傾向にあります。

また国全体の人口と比較すると、日本の3区分別の人口割合は、年少人口が12.0%、生産年齢人口が59.7%、高齢者人口が28.6%です。本町は国と比較して生産年齢人口が10%下回っており、高齢者人口が12.3%上回っていることになります。



		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
総人口		3,337	3,286	3,215	3,129	3,102	3,036
	年少人口（人）	323	311	313	303	289	286
	割合	9.7%	9.5%	9.7%	9.7%	9.3%	9.4%
	生産年齢人口（人）	1,813	1,758	1,661	1,596	1,570	1,509
	割合	53.5%	53.5%	51.7%	51.0%	50.6%	49.7%
	高齢者人口（人）	1,201	1,217	1,241	1,230	1,243	1,241
	割合	36.0%	37.0%	36.6%	39.3%	40.1%	40.9%

資料：住民基本台帳各年4月1日現在

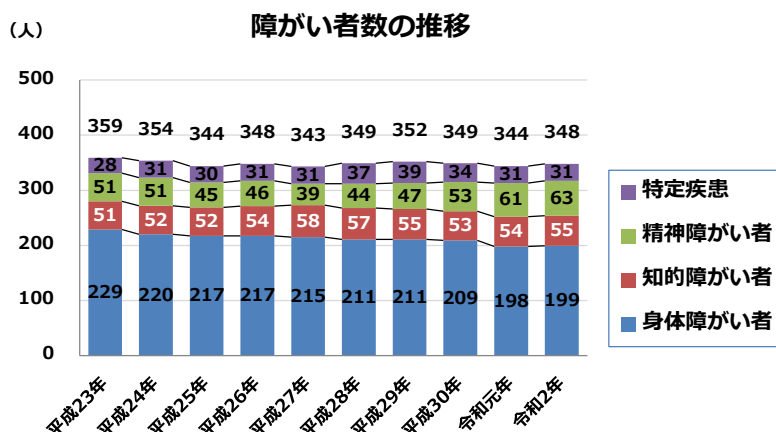
第2章 障がい者を取り巻く状況

2. 障がい者の動向

(1) 障がい者数の推移

剣淵町における障がい者、特定疾患の方の人数は、令和2年4月1日現在で身体障がい者が199人、知的障がい者が55人、精神障がい者が63人、指定難病（旧特定疾患）¹の方が39人となっています。

上記の人数は居住地特例の取扱いに準じたものであり、剣淵町が直接援護実施者となっている障がい者の人数であり、この外に本町には、他の市町村が援護の実施者となり社会福祉法人剣淵北斗会の障害者支援施設及びグループホーム等で生活する知的障がい者が87人います。



資料：剣淵町（各年4月1日現在）

身体障がい者は身体障害者手帳²所持者、知的障がい者は療育手帳³所持者、精神障がい者は精神障害者保健福祉手帳⁴所持者と自立支援医療（精神通院）受給者証所持者の合計、指定難病は特定医療費（指定難病）受給者証所持者数

- 特定疾患**：「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成27（2015）年から施行され、指定難病に名称が変更になりました。また、難病指定される疾患についても、拡大しています。難病のうち、厚生労働省が特に定めたもので、原因不明で治療方法の確立されていないもの、後遺症のために社会復帰が困難になるもの、慢性化・長期化によって家族の経済的・精神的負担が大きくなるもの、症例が少なく研究が進んでいないものなどが指定される。難病治療に対して、医療費の患者自己負担分の一部、又は全部について公費で負担するなどの対策がとられています。
- 身体障害者手帳**：身体障がい者がそれを対象とする各種制度を利用する際に提示する手帳で、身体障がい者が健常者と同等の生活を送るために最低限必要な援助を受けるための証明書にあたる。障がいの種類は、視覚、聴覚、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、内部障がいである心臓機能、呼吸器機能、じん臓機能、ぼうこう、又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能である。障がいの程度により1級から6級までの区分があります。
- 療育手帳**：療育手帳は知的障がい者（児）が福祉サービスを利用する時に必要な手帳です。知的障がい者（児）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、援護措置を受け易くすることを目的としている。18歳未満の方は児童相談所で、18歳以上に北海道立心身障害者総合相談所で判定された方に対し、北海道知事が交付し、障がいの程度により「A」（最重度・重度）、「B」（中度・軽度）の2種類があります。
- 精神障害者保健福祉手帳**：精神保健福祉法に基づき、一定の精神障がいの状態であることを証するもので、各方面の協力を得て各種支援策を講じやすくすることにより、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。障がいの程度により1級から3級までの区分があります。

第2章 障がい者を取り巻く状況

障がい者数の推移

(単位：人)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	指定難病	総数
平成 25 年	217	52	45	30	344
平成 26 年	217	54	46	31	348
平成 27 年	215	58	39	31	343
平成 28 年	211	57	44	37	349
平成 29 年	211	55	47	39	352
平成 30 年	209	53	53	34	349
令和元年	198	54	61	31	344
令和 2 年	199	55	63	31	348

資料：剣淵町（各年 4 月 1 日現在）

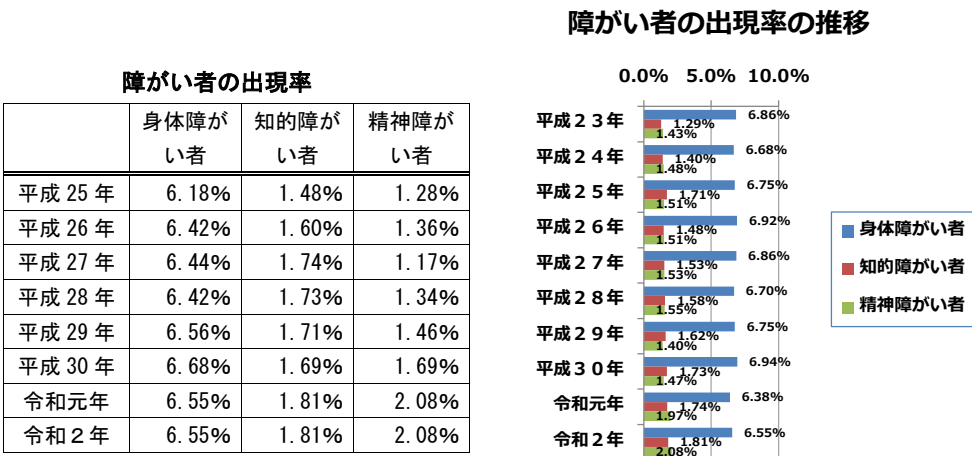
身体障がい者数は減少傾向にあります。知的障がい者数は、平成25年から令和 2 年にかけてほぼ横ばいです。精神障がい者数は、平成27年から現在まで増加傾向にあります。指定難病の方は、平成23年から平成29年までは増加し、それ以降は減少傾向にあります。

(2) 障がい者の出現率（対剣淵町人口）

平成23年からの人口に占める障がい者の出現率（手帳等所持率）は、身体障がい者は、6～6.9％程度、知的障がい者と精神障がい者は1～2％程度で推移しています。

身体障がい者と知的障がい者の出現率は横ばいとなっていますが、精神障がい者数は増加傾向となっています。

令和 2 年の各障がい者の出現率を合計すると、対町民総人口の10.44%となっています。

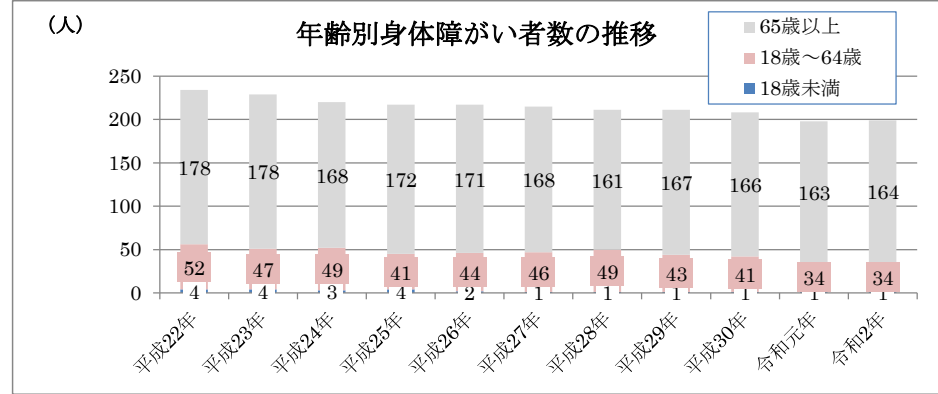


第2章 障がい者を取り巻く状況

(3) 身体障がい者の状況

① 年齢別身体障がい者数の推移

年齢別の身体障がい者の人数は、18歳未満、18歳～64歳、65歳以上すべての区分において減少傾向です。令和2年では、18歳未満は1人（0.5%）、18歳～64歳は34人（17.1%）、65歳以上では164人（39.7%）となっています。



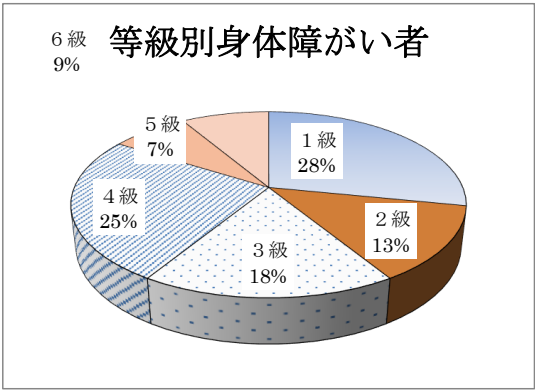
年齢別身体障がい者数 (単位：人)

年齢	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
18 歳未満	4	2	1	1	1	1	1	1
18 歳～64 歳	41	44	46	49	43	41	34	34
65 歳以上	172	171	168	161	167	166	163	164
合計	217	217	215	211	211	208	198	199

資料：剣淵町手帳所持者実数値（各年4月1日現在）

② 障がい等級別身体障がい者

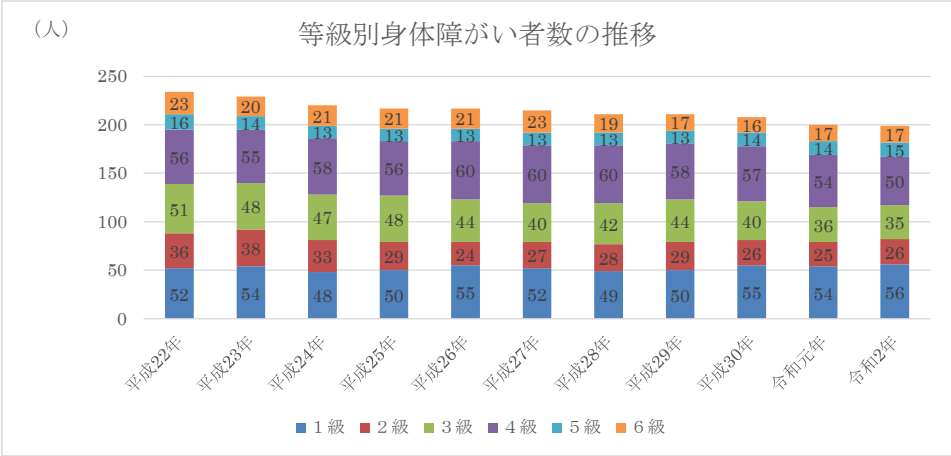
令和2年4月1日の障がい等級別の身体障がい者の割合は、重度である1級が28%、2級が13%で、重度者が約4割を占めています。



資料：剣淵町手帳所持者実数値（令和2年4月1日現在）

第2章 障がい者を取り巻く状況

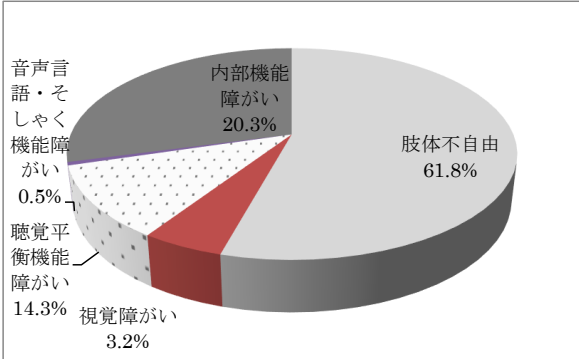
身体等級別の推移は、全体的には、微減傾向です。重度、中度は、増減を繰り返していますが、ほぼ横ばいの傾向です。軽度は、減少しながら、横ばいの傾向となっています。



資料：剣淵町手帳所持者実数値（令和2年4月1日現在）

③障がい区分別身体障がい者数の推移

障がい区分別の人数は、令和2年で肢体不自由者が108人で6割以上を占めて最も多くなっています。



資料：剣淵町手帳所持者実数値（令和2年4月1日現在）

障がい区分別身体障がい者数		(単位：人)							
障がい区分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	
肢体不自由	137	134	130	130	127	119	111	108	
視覚障がい	7	7	6	8	8	8	8	10	
聴覚平衡機能障がい	31	31	29	25	24	24	23	22	
音声言語・そしゃく機能障がい	2	1	1	1	1	1	1	1	
内部機能障がい	40	44	49	47	51	57	55	58	
合計	217	217	215	211	211	209	198	199	

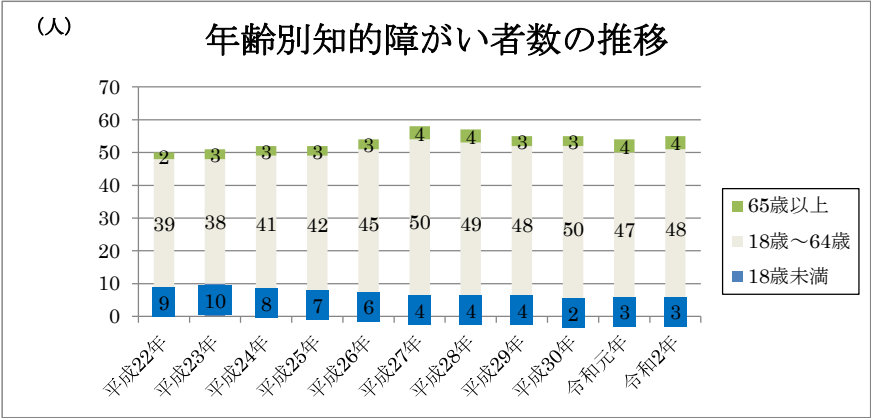
資料：剣淵町手帳所持者実数値（令和2年4月1日現在）

第2章 障がい者を取り巻く状況

(4) 知的障がい者の状況

① 年齢別知的障がい者数の推移

年齢別の知的障がい者の人数は、18歳未満では減少傾向です。18歳～64歳では、平成30年より微減傾向です。65歳以上では、ほぼ横ばいの傾向です。令和2年では、18歳未満は3人（5.6%）、18歳～64歳は48人（87.0%）、65歳以上では3人（7.4%）となっています。



年齢別知的障がい者数 (単位：人)

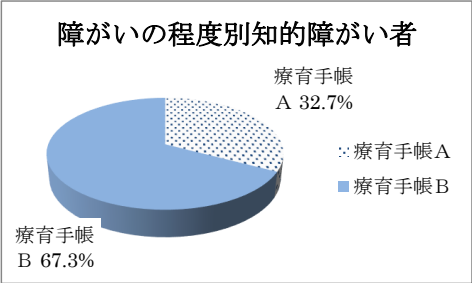
年齢	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
18 歳未満	7	6	4	4	4	2	3	3
18 歳～64 歳	42	45	50	49	48	50	47	48
65 歳以上	3	3	4	4	3	3	4	4
合計	52	54	58	57	55	55	54	55

資料：剣淵町手帳所持者実数値（各年4月1日現在）

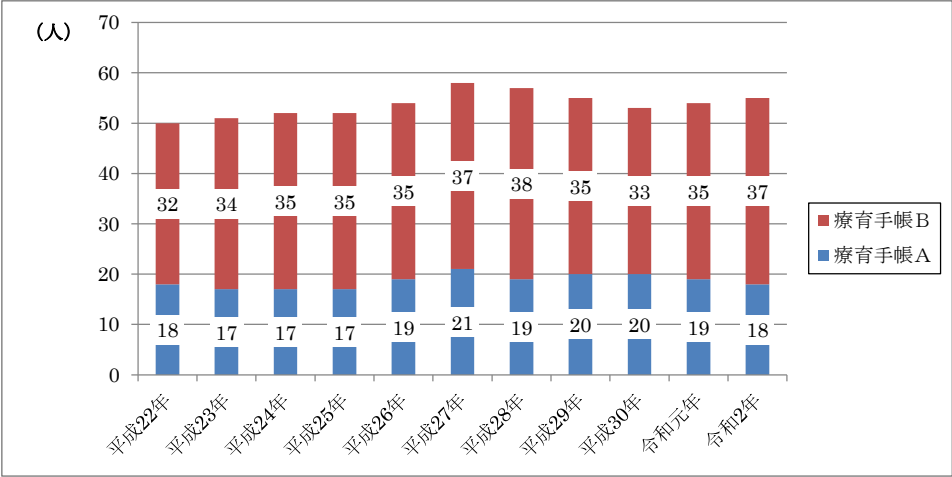
② 障がいの程度別知的障がい者数の推移

令和2年4月1日現在の障がいの程度別知的障がい者の状況は、55人中、療育手帳Aが18人（32.7%）療育手帳Bは37人（67.3%）です。

療育手帳Aは、平成27年まで増加傾向にありましたが、その後微減しており全体的にはほぼ横ばいとなっています。療育手帳Bは、平成22年から増加していましたが、平成30年には減少しており、全体的には増減の波を繰り返しています。



第2章 障がい者を取り巻く状況



資料：剣淵町手帳所持者実数値（令和2年4月1日現在）

障がいの程度別知的障がい者数 (単位：人)

障がいの程度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
療育手帳A	17	19	21	19	20	20	19	18
療育手帳B	35	35	37	38	35	33	35	37
合計	52	54	58	57	55	53	54	55

資料：剣淵町手帳所持者実数値（各年4月1日現在）

(5) 精神障がい者の状況

①等級別精神障がい者数（手帳所持者）の推移

精神障がい者数の等級別の推移については全体として微増傾向にあり、令和2年4月1日現在、1級は1人、2級が10人、3級が6人となっています。

障がいの等級別精神障がい者数 (単位：人)

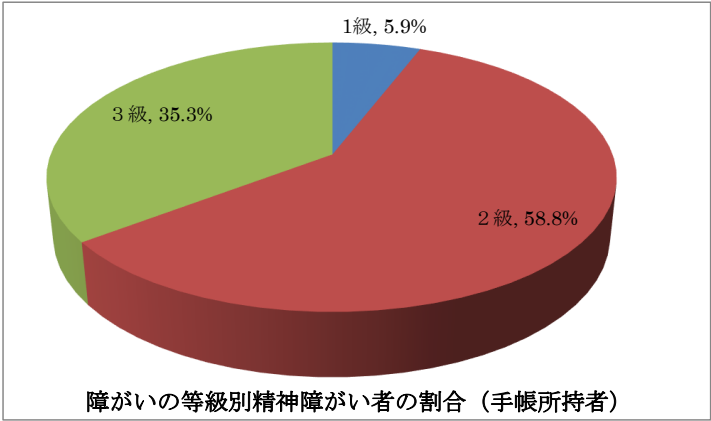
等級	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
1級	—	—	—	—	1	2	2	1
2級	8	9	9	8	7	8	9	10
3級	3	3	2	3	3	5	4	6
合計	11	12	11	11	11	15	15	17

資料：剣淵町精神障害者保健福祉手帳所持者（各年4月1日現在）
自立支援医療（精神通院）受給者証所持者は含まない

第2章 障がい者を取り巻く状況

②等級別精神障がい者の構成割合

令和2年4月1日現在の障がい者の等級別精神障がい者は、1級が5.9%、2級が58.8%と最も多く、3級が35.3%となっています。

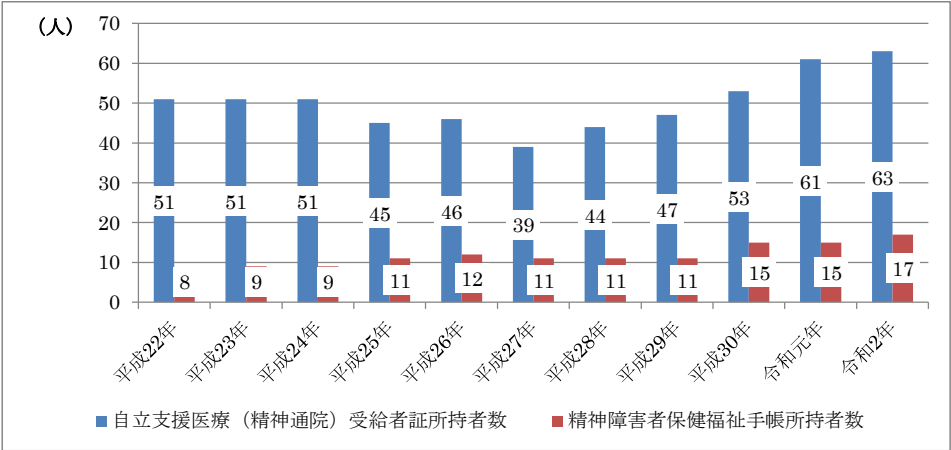


資料：剣淵町手帳所持者実数値（令和2年4月1日現在）

③精神障害者保健福祉手帳所持者と自立支援医療（精神通院）受給者証所持者の推移

令和2年4月1日現在、精神障害者保健福祉手帳所持者は17人、自立支援医療（精神通院）受給者証所持者は63人で、重複所持者は16人います。

精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者証所持者共に増加傾向にあります。就労サービス等を利用するため手帳を取得する人が増えています。



(単位：人)

等級	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
自立支援医療（精神通院） 受給者証所持者数	45	46	39	44	47	53	61	63
精神障害者 保健福祉手帳所持者数	11	12	11	11	11	15	15	17

資料：剣淵町手帳所持者、受給者証所持者（各年4月1日現在）

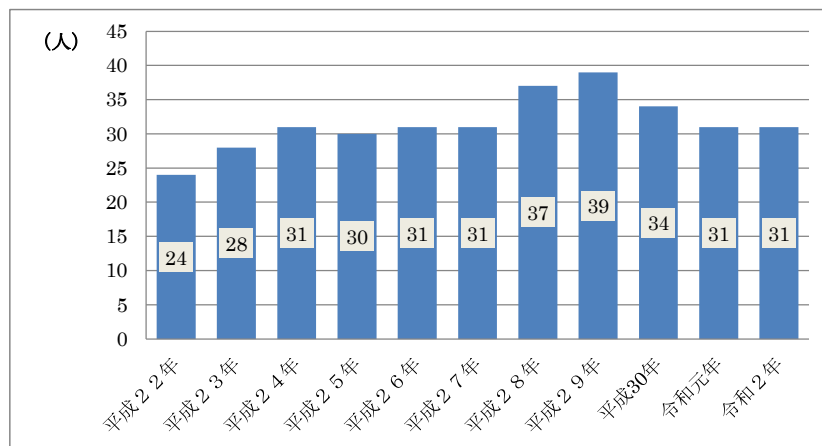
コメントの追加 [A1]: 重複所持者人数を入力してください。

第2章 障がい者を取り巻く状況

(6) 指定難病等の状況

① 指定難病等の推移

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数（旧特定疾患医療費受給者証所持者数）は、令和2年まで増加傾向となっており、令和2年4月1日現在で31人となっています。



資料：特定医療費（指定難病）受給者証所持者数（各年4月1日現在）

第2章 障がい者を取り巻く状況

3. 障がい福祉サービス・障がい児通所支援の利用状況

(1) 指定障害福祉サービスの状況

平成30年～令和2年の指定障害福祉サービスの実績は、居宅介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型のサービスで増加しています。これは、働くことを希望する障がい者が増加していることによるものです。

サービス名		年度	計画値(各年度1ヵ月分)			実績値(各年度1ヵ月分)			対計画値比率			実績変化率		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度 ～令和2年度		
訪問系	居宅介護・重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度訪問介護 短期入所(ショートステイ)	時間	30	30	30	29	30	60	96.7%	100.0%	200.0%	206.9%		
		人	3	3	3	4	3	5	133.3%	100.0%	166.7%	125.0%		
		人	1	1	1	1	1	1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
		人	14	14	14	2	2	2	14.3%	14.3%	14.3%	100.0%		
		人	14	14	14	26	25	25	185.7%	178.6%	178.6%	100.0%		
日中活動系	生活介護 療養介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 宿泊型自立訓練 就労移行支援 就労継続支援A型 (雇用型) 就労継続支援B型 (非雇用型)	人	550	550	550	550	516	500	100.0%	93.8%	90.9%	90.9%		
		人	2	2	2	3	3	3	150.0%	150.0%	150.0%	100.0%		
		人	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-		
		人	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-		
		人	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-		
		人	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-		
		人	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-		
		人	22	22	22	0	0	0	-	-	-	-		
		人	20	20	20	0	12	60	-	60.0%	300.0%	-		
		人	15	15	15	15	15	17	-	-	-	-		
		人	360	360	360	313	299	340	86.9%	83.1%	94.4%	108.6%		
		サービス名	年度	計画値(各年度1ヵ月分)			実績値(各年度1ヵ月分)			対計画値比率			実績変化率	
平成30年度	令和元年度			令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度 ～令和2年度			
居	共			人	18	18	18	18	17	16	100.0%	94.4%	88.9%	88.9%
住	同			分	17	17	17	17	17	17	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
系	生			人	8	8	8	7	6	6	-	75.0%	75.0%	-
相	計	画	人	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	
		地	人	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	
		域	人	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	
談	支	支	人	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	
		援	人	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	

(2) 指定障害児通所支援の状況

平成30年～令和2年の障害児通所支援の実績は、児童発達支援、放課後デイサービスにおいて減少傾向にあります。これはこどもの人口減少によるものと考えられます。

サービス名		年度	計画値(各年度1ヵ月分)			実績値(各年度1ヵ月分)			対計画値比率			実績変化率
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
児童発達支援	人		8	8	8	8	5	5	100%	63%	63%	62.5%
	人		32	32	32	22	14	15	69%	44%	47%	68.2%
医療型児童発達支援	人		0	0	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
	人		0	0	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
放課後等デイサービス	人		1	1	1	1	0	0	100%	0%	0%	0.0%
	人		3	3	3	2	0	0	67%	0%	0%	0.0%
保育所等訪問支援	人		0	0	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
	人		0	0	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
障害児相談支援	人		0	0	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
	人		0	0	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%

(3) 地域生活支援事業の状況

平成25年4月に障害者総合支援法が施行され、法律の目的に、地域生活支援事業による支援を行うことが明記されたことを受けて、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業に新たな事業が追加されました。

第2章 障がい者を取り巻く状況

① 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、追加された地域生活支援事業の必須事業です。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため実績がありません。

サービス名	年度	計画値			実績値			備考
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	
(1)理解促進研修・啓発事業	実施の有無	1	1	1	1	1	0	「有」=1、「無」=0

② 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、地域生活支援事業の必須事業です。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため実績がありません。

サービス名	年度	計画値			実績値			備考
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	
(2)自発的活動支援事業	実施の有無	1	1	1	1	1	0	「有」=1、「無」=0

③ 相談支援事業

相談支援事業は、令和2年度現在2カ所で実施しており、計画値どおりとなっています。基幹相談支援センター機能強化事業は1カ所で実施しています。住宅入居等支援事業は、実績はありません。

サービス名	年度	計画値			実績値			対計画値比率			実績変化率 平成30年度 ～令和2年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
(3)相談支援事業											
①相談支援事業											
ア 障がい者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2	2	2	2	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
イ 地域自立支援協議会	実施箇所数	1	1	1	1	1	1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	1	1	1	1	1	1	「有」=1、「無」=0			
③住宅入居等支援事業	実施の有無	0	0	0	0	0	0	「有」=1、「無」=0			

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、平成30年度以降利用者がいないため、対計画値比率も低くなっています。

サービス名	年度	計画値			実績値			対計画値比率			実績変化率 平成30年度 ～令和2年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
(4)成年後見制度利用支援事業	利用者数	1	1	1	1	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、令和元年度から士別地域成年後見センターを開設したことにより実績があります。

サービス名	年度	計画値			実績値			備考
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	1	1	1		1	1	「有」=1、「無」=0

⑥ 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業の状況は、利用者が少なく、対計画値比率も低くなっています。

サービス名	年度	計画値			実績値			対計画値比率			実績変化率 平成30年度 ～令和2年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
(6)意思疎通支援事業											
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数	1	1	1	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	-

⑦ 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業の状況は、利用者数が減少しており、対計画値比率も低くなっています。

第2章 障がい者を取り巻く状況

サービス名	年度	計画値			実績値			対計画値比率			実績変化率 平成30年度 ～令和2年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
(7)日常生活用具給付等事業											
①介護・訓練支援用具	件数	1	1	1	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	－
②自立生活支援用具	件数	1	1	1	1	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	－
③在宅療養等支援用具	件数	1	1	1	1	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
④情報・意思疎通支援用具	件数	1	1	1	0	1	0	0.0%	100.0%	0.0%	－
⑤排泄管理支援用具	件数	120	120	120	138	132	120	115.0%	110.0%	100.0%	87.0%
⑥居宅生活動作補助用具	件数	1	1	1	1	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、地域生活支援事業の必須事業です。広域事業として実施しています。

サービス名	年度	計画値			実績値			対計画値比率			実績変化率 平成30年度 ～令和2年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
(8)手話奉仕員養成研修事業	登録人数	1	1	1	2	5	5	－	－	－	－

⑨ 移動支援事業

移動支援事業の状況は、利用者数は減少しています。

サービス名	年度	計画値			実績値			対計画値比率			実績変化率 平成30年度 ～令和2年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
(9)移動支援事業	利用者数	8	8	8	7	3	5	87.5%	37.5%	62.5%	71.4%
	延利用時間数	300	300	300	212	141	0	70.7%	47.0%	0.0%	0.0%

⑩ 地域活動支援センター運営事業

地域活動支援センター運営事業は、基礎的事業はほぼ、計画値どおりとなっています。

サービス名	年度	計画値			実績値			対計画値比率			実績変化率 平成30年度 ～令和2年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
(10)地域活動支援センター運営事業											
基礎的事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	利用者数	14	14	14	14	14	14	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
機能強化事業	実施の有無				0	0	0	「有」=1、「無」=0			

⑪ その他の独自事業の必要量見込み

その他の独自事業は、自動車改造費補助事業及び日中一時支援事業で単年で実績がありました。重度身体障害者訪問入浴事業は対象者がいないため実績はありませんでした。

サービス名	年度	計画値			実績値			対計画値比率			実績変化率 平成30年度 ～令和2年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
(11)その他の独自事業											
①自動車改造費補助事業	利用者数	1	1	1	0	1	0	0.0%	100.0%	0.0%	－
②日中一時支援事業	利用者数	1	1	1	0	0	1	0.0%	0.0%	100.0%	－
③重度身体障がい者訪問入浴事業	利用者数	1	1	1	0	0	0	－	－	－	－

(4) 障害支援区分別数の推移

障害支援区分別総数は、平成27年度以降53人前後で推移しています。令和元年度現在では、54人となっています。

障害支援区分別にみると、令和元年度現在の「区分3」が15人と最も多く、次いで「区分2」が11人、「区分6」が11人となっています。

障害支援区分別数の推移（単位：人）資料：剣淵町（各年度末現在）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
障害支援区分	区分1	2	1	1	1	2
	区分2	12	13	13	12	11
	区分3	15	11	13	15	15
	区分4	7	8	9	9	8
	区分5	8	7	7	6	7
	区分6	9	9	10	10	11
	合計	53	49	53	53	54

第 3 章 計画の基本的方針

第3章 計画の基本的方針

1. 計画の基本理念

- 「絵本の里」として全国的に知られる本町では、絵本の館の開設をはじめ、絵本の持つやさしさや温かさを生かした特色ある地域づくりが進められてきました。また、その活動に障がい者福祉施設が積極的に協力するなど、障がい者と共に、絵本の里づくりが進められてきました。
- この「絵本のまち」の特性を生かし、障がいの有無を問わずすべての人々がぬくもりを感じながら生活できる共生社会の実現をめざします。
- 障がいや障がい者に対する偏見をなくし、「ノーマライゼーション⁵⁾」や「インクルージョン⁶⁾」の実現のため、子どもの頃から、思いやりの心と助け合いの精神を養う福祉教育を取り入れると共に、障がい福祉に関する広報活動を進めます。
- 障がい者が生き生きと彩りのある生活を実感することができるよう、主体的に多様な福祉サービスを活用できる支援体制を整備すると共に、様々なバリアフリー⁷⁾を進め、障がい者が社会参加できる仕組みを整えます。

以上により、本計画の基本理念を引き続き次のように掲げます。

基本理念

思いやりの心をはぐくみ 支え合う

彩りとぬくもりのまち けんぶち

5 ノーマライゼーション: 1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。またそれに向けた運動や施策なども含まれる。

6 インクルージョン: すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念のこと。

7 バリアフリー: 対象者である障がい者を含む高齢者等の社会的弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障がいを取り除いた事物及び状態を指す用語をいう。

第3章 計画の基本的方針

2. 基本目標

基本理念の実現に向け、次の3つの基本目標に基づき、障がい者施策の展開を継続していきます。

基本目標1 共に支え合う心をはぐくむまちづくり

障がい者が地域社会で共に生活を送るためには、ノーマライゼーションの理念と相互扶助の精神に基づいた、あらゆる町民の理解と手助けが必要となります。

障がい者の地域生活を支える町民の共生意識を高めるため、福祉教育と啓発・広報活動を充実し、ノーマライゼーション理念の浸透を図り、町民が結束してともに支え合う地域福祉活動を促進します。

基本目標2 健やかに安心して暮らせるまちづくり

障がい者が地域社会の中で健やかに安心して生活を送れるように、必要な情報提供を行い、相談支援体制や、福祉・保健・医療のサービス提供体制の充実を図ります。

基本目標3 自立と社会参加を支えるまちづくり

障がい者の社会的な自立に向けて、障がいの特性に応じた療育⁸・教育体制、就業促進やコミュニケーション支援など、幅広い支援体制を整備します。

また、生活の質の向上を図り、生きがいや彩りのある充実した生活を実現するため、その前提となる住まいや生活環境のバリアフリー化と安全対策、スポーツ、趣味・文化活動等の充実を図ります。

8 療育：障がいのある乳幼児、児童に対して医学的な診断・評価・個別指導を行うことをいいます。

第3章 計画の基本的方針

3. 基本理念の実現に向けた施策体系

本計画の基本理念を実現するために、次の施策の展開を図っていきます。

基本理念	基本目標	施策分野	施策の方向
思いやりの心をはぐくみ 支え合う 彩りとぬくもりのまち けんぶち	【基本目標1】 共に支え合う 心をはぐくむ まちづくり	心のバリアフリー	啓発・広報活動の充実
			福祉教育の充実
			交流の促進
			権利擁護の推進
		創意を生かした 地域福祉活動の促進	ボランティア活動の推進
			関係団体の育成・活動支援
			マンパワーの充実
	【基本目標2】 健やかに安心して 暮らせるまちづくり	生活支援の充実	自立支援のためのサービスの充実
			施設サービスの充実
			相談支援の充実
			生活安定支援の充実
		保健医療体制の充実	障がいの予防・早期発見体制の充実
			適切な医療・リハビリテーションの充実
			精神保健対策の充実
	【基本目標3】 自立と社会参加を 支えるまちづくり	療育・教育の充実	療育の充実
			学校教育の充実
		社会参加の促進	雇用・就業の促進
			福祉的就労の充実
			地域活動・社会活動への参加促進
			スポーツ・趣味・文化活動の充実
		安心とやさしさの まちづくりの促進	住まいづくり・まちづくりの推進
			移動・交通対策の推進
			防災対策の推進
			防犯対策の推進
		情報・コミュニケー ションの充実	情報バリアフリーの促進
			コミュニケーション支援の充実

第 4 章 施策の展開

基本目標1 共に支え合う心をはぐくむまちづくり

1. 心のバリアフリー

◆◆施策の方向◆◆

- すべての町民が障がいのある人や障がいに対する理解を深め、障がいの有無にかかわらず互いを尊重し、共に支え合う「ノーマライゼーション」のまちづくりを進めます。
- 障がいのある人への思いやりの心をはぐくみ、障がいに対する理解を深めるため、幼児期から小・中・高等学校までの一貫した福祉教育を推進し、「絵本の里」の特徴を生かした体験学習をはじめとする福祉活動を積極的に展開していきます。
- 本町には、町民と西原の里の利用者とのふれあいが日常的にみられるなど、障がいのある人が地域の一員として受け入れられているという土壌があります。今後も、障がいの有無を越えて相互理解を深める交流活動を促進していきます。
- 障がいのある人の権利を擁護する制度の利用促進・普及を図ることにより、障がいのある人の権利を守り、また、一般事業者が合理的配慮を進めることで、地域で安心して生活できる仕組みづくりを推進します。

（１）啓発・広報活動の充実

「広報けんぶち」や町ホームページの積極的な活用を図り、また、障がいのある人も含め、多くの人が不自由なく情報を得ることができるよう環境を整備し、障がいのある人や障がいへの正しい理解を深め、「ノーマライゼーション」の理念を浸透させます。

基本施策	施策内容
①多様な広報媒体の活用	「広報けんぶち」や町ホームページを積極的に活用すると共に、パンフレット、ポスター等により啓発・広報活動を充実させます。
②障がい者のためのガイドブックの配布	障がい者が利用できるサービス利用一覧が掲載されている「障がい福祉サービスガイド」を配布し、障がい者に対する理解を促進します。

（２）福祉教育の充実

幼児期から小・中・高等学校までの一貫した福祉教育を進め、ボランティア体験や介護体験等の体験学習の機会を充実させます。

また、幅広い年代の町民が、心のバリアフリーについて体験を通じて考えたり、情報を得られたりするよう、生涯学習の場などの活用を図ります。

第4章 施策の展開

基本施策	施策内容
① 体験学習の充実	ボランティア体験や介護体験、障がいの疑似体験などの実践的な体験学習の機会を充実させます。
② 学校ぐるみのボランティア活動の推進	各学校において、介護ボランティア、福祉行事へのボランティアスタッフとしての参加等の活動を計画的、全校的に展開します。
③ 絵本の館の活用	「絵本の館」において、ノーマライゼーションや心のバリアフリー、人権等に関する絵本をとりあげ、目に触れる機会を増やします。
④ 講座・学習会の開催	生涯学習の一環として、障がいのない人々が障がいや介護について体験的に学習できる講座を開催します。

（３）交流の推進

児童・生徒が障がいのある人や児童と交流し、障がいの有無を越えて互いを理解し合う機会を充実させます。

また、障がいのある人と一般町民との交流機会を充実させます。

基本施策	施策内容
① 児童・生徒の交流体験の充実	保育所や学校において、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもの間で日常的に交流が行われているので、今後はより一層の充実をめざします。 また、社会福祉協議会や障がい者団体との連携を進め、地域で行われる福祉関連の行事への参加やボランティア体験等の機会を拡充させます。
② ふれあい広場の充実	障がい者福祉の理解、ノーマライゼーションの普及に向け地域づくりを進める契機として、社会福祉協議会を中心に健康・福祉・介護をはじめとする地域の関係者間の連携を強め、高齢者や障がいのある人と地域住民が一堂に会する「ふれあい広場」を充実させます。
③ 西原の里との交流機会の充実	社会福祉協議会、剣闘北斗会などが中心となってこれまで培われてきた西原の里の障がい者と町民との交流事業を今後も支援します。

（４）権利擁護の推進

あらゆる機会・場を利用して、町民の人権意識の高揚を図ると共に、障がいのある人の権利擁護を目的とした各種制度の周知に努め、利用を促進します。

また、障がい者が個人の尊厳を保ち、住み慣れた地域で生活ができるよう、虐待防止の啓発に努めると共に、障がい者に対する虐待を発見した場合の町民の通報周知や、関係機関との連携体制の確立を引き続き図ります。

そのほかに、障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援の普及を図ります。

第4章 施策の展開

基本施策	施策内容
① 相談支援事業による権利擁護の充実	相談窓口を開設し、専門の相談員が障がいのある人の権利擁護を含めた相談に応じます。自立支援協議会を中心に、ケア会議等を通じて、各種関係機関との連携の強化を図り、権利擁護に対する相談支援体制の充実に努めます。
② 成年後見制度の利用促進	知的障がいや精神障がいのある人等の財産管理や契約時における権利保護を目的とした成年後見制度の利用を引き続き促進します。また、成年後見センターを中心に成年後見制度の利用者支援や市民後見人の養成を行います。
③ <u>日常生活自立支援事業⁹</u> の利用促進	判断能力が十分でない本人に代わって、福祉サービスの利用手続の援助や代行、利用料の支払などを行う「日常生活自立支援事業」について、社会福祉協議会と協議・連携の上、利用促進を図ります。
④ 福祉関係者への人権意識の啓発	町と社会福祉協議会が協力し、障がいのある人の権利擁護について徹底を図るため、地域において障がいのある人の生活を支える民生委員・児童委員、ボランティア等を対象とした研修機会を設けます。
⑤ 虐待の防止	「障害者虐待防止法」に基づき家庭訪問の実施や相談窓口の体制強化等、関係機関と連携しながら虐待の早期発見に努め、虐待を発見した場合は適切な保護を行うために障がい者虐待防止センター機能を健康福祉課に設置しています。
⑥ 差別の禁止	「改正障害者基本法」「障害者差別解消法」が定める差別の禁止について普及啓発を一層図り、職員対応マニュアルの普及や北海道が実施する一般事業者の <u>合理的配慮¹⁰</u> についての研修等の周知をしていきます。

9 **日常生活自立支援事業**：高齢や障がい（知的障がい、精神障がい）により日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方、又は在宅で生活する予定の方に、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預りなどのお手伝いをする事業のことです。

10 **合理的配慮**：障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になりすぎない範囲で、社会的障壁などに必要な便宜（典型的な例としては、車椅子の方が乗り物に乗る時に手助けすることや窓口で障がいのある方の障がい特性に応じたコミュニケーション手段が図られることです）。

2. 創意を生かした地域福祉活動の促進

◆◇施策の方向◇◆

- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「思いやりと助け合い」の心を持って自主的に取り組む地域福祉活動を活性化させます。
- また、障がいのある人とその家族の孤立を防ぎ、地域社会の一員としての参加意識を高めるため、障がい者団体の育成と支援を充実させます。
- 障がいのある人の地域生活への支援等に向けて、高い専門的知識を有した人材の確保と資質の向上に努めます。

(1) ボランティア活動の推進

ボランティア活動の活性化を図るため、町民に対し、活動のきっかけづくりとなる場と機会を提供すると共に、町民がボランティア活動に気軽に参加できるよう、ボランティアの需要と供給を調整するなどコーディネート機能の充実を図ります。

また、ボランティア団体等が参加者の創意を生かした自主的・自発的活動を展開できるよう各種支援を充実させます。

基本施策	施策内容
① ボランティア講座の充実	ボランティア活動参加へのきっかけづくりを図るため、社会福祉協議会が開催するボランティア講座の開催などの施策を進めます。
② ボランティアセンター事業の推進	社会福祉協議会が行う高齢者や障がい者を対象としたボランティア活動の開発・調整、紹介、さらには、ボランティアの登録、利用あっせん等を行うボランティアコーディネート機能を持つボランティアセンター事業の取組を支援します。
③ ボランティア団体に対する活動支援の充実	ボランティア団体が参加者の創意を生かした自主的・自発的活動を展開できるよう、社会福祉協議会が中心となって、活動費助成、情報発信、ボランティア・リーダーの育成等の支援を充実させます。

第4章 施策の展開

（２）関係団体の育成・活動支援

障がいのある人本人とその家族が、参加者同士の福祉の向上や親睦を深める活動等を行う障がい者団体の育成を図り、各種支援により活動を活性化させます。

また、障がい者団体未加入者の加入促進を進めます。

基本施策	施策内容
① 障がい者団体の支援	障がい者団体の育成に努め、自主的な活動を支援すると共に、団体相互の連携を促進します。
② 障がい者団体への加入促進	障がいのある人本人とその家族に対し、障がい者団体の活動を積極的にPRし、団体への加入を促進します。

（３）マンパワーの充実

年々多様化、高度化する障がいのある人本人やその家族のニーズにこたえるため、各分野でのマンパワーの確保と資質の向上、連携の強化に取り組みます。

基本施策	施策内容
① マンパワーの確保	障がい者ケアマネジメント ¹¹ 機能を強化するため、相談支援専門員の配置を進めます。 専門的相談、支援などに従事する社会福祉士、精神保健福祉士、保健師など専門職の確保に努めます。 施設等で働く介護職員の人材が不足していることから、人材の安定的確保のために関係機関と協議の上必要な支援を行います。
② 研修の充実	新たな課題に対応できる専門的知識や技能習得、障がいのある人に配慮した適切な接遇方法など、職員研修の充実に努め、また、北海道での障がい者福祉研修などの積極的な参加を促していきます。
③ 連携の強化	相談支援事業所をはじめサービス提供事業所、地域包括支援センター等関係機関との連携をさらに強化し、社会資源の有効活用を図ります。

11 ケアマネジメント：保健・医療・福祉の専門家や機関が、相互に協力し合い、総合的な福祉サービスを施すこと。

基本目標2 健やかに安心して暮らせるまちづくり

1. 生活支援の充実

◆◇施策の方向◇◆

- 障がいのある人ができる限り地域の中で自立して生活できるよう、在宅生活を送る上で必要とされる各種サービスを量的・質的に充実させるとともに、地域での生活が困難な人が安心して生活できる場としての施設サービスの確保に努めます。
- 障がいのある人が安心して安定した生活を送れるよう、情報提供や相談支援の充実に努めるとともに、各種年金・手当等の利用促進を図ります。

（1）自立支援のためのサービスの充実

「障害者総合支援法」によって体系付けられた各種サービスや、町が実施している地域生活支援事業の円滑な提供を図り、障がいのある人の在宅生活を支えます。

サービス提供にあたっては、年々多様化、高度化する障がいのある人本人とその家族のニーズに対応する支援体制の整備に努めます。

基本施策	施策内容
① 訪問系サービスの充実	障害者総合支援法に基づき、障がいの種別を越えた在宅サービス提供を可能とするようサービス提供体制の充実に努めます。 また、知的障がいや精神障がい、重症心身障がい、 <u>発達障がい</u> ¹² 、難病などの障がい特性を理解した適切な介護を提供できる体制の整備に向け、関係事業所と連携を図ります。
② 日中活動系サービスの充実	施設通所などにより障がいのある人が日中に創作活動や機能訓練、就労訓練等を行う場を確保します。
③ <u>レスパイト</u> ¹³ サービスの実施	家族や介護者の休息（レスパイト）のため、障がいのある人を日中預かり、活動の場を提供する日中一時支援事業について、利用者ニーズを把握しながら実施します。
④ 地域活動支援センターの充実	地域で生活する障がい者の日中活動支援、生きがいをづくり、就業訓練などを実施する地域活動支援センターについては、さらに実情に即した形で充実させていきます。

12 **発達障がい**：主に比較的低年齢において発達の過程で現れ始める行動やコミュニケーション、社会適応の問題を主とする障がいをいう。発達障害者支援法によれば、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」と規定されています。

13 **レスパイト**：在宅で乳幼児や障がい者（児）、高齢者などを介護（育児）している家族に、支援者が介護（育児）を一時的に代替してリフレッシュしてもらうこと。

第4章 施策の展開

基本施策	施策内容
⑤ 日常生活を支えるサービスの推進	障がいによるハンディを補うと共に、日常生活の利便性を高めるために不可欠な補装具、日常生活用具の給付の利用、重度身体障がい者訪問入浴サービスの利用を促進します。 また、配食サービスや、除雪サービスを継続します。
⑥ 緊急時対策の充実	一人暮らしなどの障がい者に安心して在宅生活を送ってもらうため、緊急通報装置の貸与を継続します。 また、徘徊・行方不明などの事案には、高齢者施策と連携したSOSネットワーク ¹⁴ 体制により対応します。

(2) 施設サービスの充実

障がいのある人の家族や町民に対し、障がいのある人の日中活動の場、あるいは夜間の生活の場という障がい者施設の役割について意識啓発を進め、施設の有効利用を推進すると共に、障がいのある人の意向を尊重しながら、入所（入院）者の地域生活への移行を促進します。

基本施策	施策内容
① 施設の役割に関する意識啓発	「障がいのある人は施設へ」という従来の認識をあらため、「地域生活の支援」のための施設機能の有効利用について、障がいのある人を持つ家族や町民に対する意識啓発を進めます。
② 地域生活への移行の推進	障がいのある人本人の意向を尊重することを前提として、身体機能向上・生活能力向上等の訓練機会を積極的に提供し、入所（入院）者の地域生活への移行を促進します。
③ 施設サービスの充実	入所施設における支援を必要とする人の特性やニーズを踏まえ、施設の確保に努めます。
④ 生活の場の確保	知的障がいのある人や精神障がいのある人の地域における自立生活を支援するため、グループホームの運営を支援すると共に、設置を促進します。
⑤ 施設サービスの質の向上	自立支援協議会などの場でサービス提供施設へのニーズを確認していくほか、第三者評価 ¹⁵ の活用を促進し、施設サービスの質の向上を図ります。

14 **SOSネットワーク**：高齢者が行方不明になった時に、警察だけでなく、地域の生活関連団体等が捜索に協力して、速やかに行方不明者を発見保護する仕組みのこと。

15 **第三者評価**：事業者の提供するサービスの質を客観的な立場から総合的に評価することをいいます。都道府県で創設した報告された内容を公表する仕組みが始まります。

第4章 施策の展開

（３）相談支援の充実

障がいのある人が適切な情報提供を受け、自己選択・自己決定により各種サービスや制度を有効に活用できるよう、障がいのある人のライフステージのすべての段階に対応したきめ細かな相談体制を充実させます。

基本施策	施策内容
① 自立支援協議会の充実	障がい者の地域生活を総合的、体系的に支援するための施策について関係機関・団体等により協議する場である自立支援協議会において部会を設け、個別の支援に関する連絡調整会議を開催します。
② 相談支援事業の充実・強化	自立支援協議会及び部会を中心にして、関係者間による総合相談支援体制の構築と個別支援に関する連絡調整に取り組みます。 障がい者宅の訪問、電話・窓口来所などによる障がいのある人の日常生活上に関する相談を受け、支援を行う障がい者生活相談支援事業を充実させます。 また、「西原の里地域生活支援センター」に相談支援事業の委託を行い、町の担当者と情報共有し課題解決に向け、関係機関につなげる等、きめ細やかな支援に努めます。
③ 障がい者相談員活動の充実	身体や知的に障がいのある人やその家族から相談を受け、必要な指導や助言を行う身体障害者相談員と知的障害者相談員の周知に努め、活用を図ります。 また、相談員の研修機会を充実させ、資質の向上に努めます。 さらには、障がいのある人が相談・助言を行うピアカウンセリング ¹⁶ について実施を検討します。
④ 民生委員・児童委員との連携	地域における支援対象者の把握や見守り活動を積極的に行っている民生委員・児童委員との連携を強化し、相談への対応や各種サービスに関する情報提供などを行います。

（４）生活安定支援の充実

社会状況や障がいのある人のニーズを踏まえながら、障がいのある人の経済的自立を支える手当・年金や各種制度の充実を図ります。

また、積極的に制度の周知と対象者の把握に努め利用を促進します。

¹⁶ **ピアカウンセリング**:相談者の悩みや心の痛みに共感し、理解できるように当事者と同じ立場に立って、話を聞いて、相談者の心をサポートしてあげることをいいます。ピア（peer）とは「仲間」「対等」という意味です。

第4章 施策の展開

基本施策	施策内容
① 年金・手当・減免措置等の充実	国や道の動向に基づき、年金・手当・減免措置を充実させます。 町施設の利用については、障がい者の自立と生活の安定が図れるよう減免制度の継続、拡充に努めます。
② 対象者の把握	町関係各課間の連携により、各制度の対象となる人の把握に努めます。
③ 各種制度の周知	町のホームページへの掲載、冊子・パンフレット類の配布等多様な手段を通じて、各種年金・手当・減免措置等について周知を図り、利用を促進します。 また、各種制度の利用援助を行う相談支援事業を充実させると共に、同事業の広報に努めます。

2. 保健医療体制の充実

◆◆施策の方向◆◆

- 保健・医療関係機関との連携・協力により、早期発見・早期療育やリハビリテーション¹⁷事業、疾病や介護を要する状態にならないために生活習慣病の予防や相談支援の充実等に取り組むことで、地域で生活する人々が安心して暮らせるよう努めます。
- 精神障がいのある人に対する保健・医療・福祉施策、さらに、うつ病をはじめとする精神疾患に関連した自殺予防、児童思春期の心の問題など社会のニーズを踏まえ、町民の心の健康づくりの取組を充実させます。

（１）障がいの予防・早期発見体制の充実

乳幼児から高齢者まで、あらゆるライフステージ¹⁸における取組を推進し、障がいの原因となる疾病の予防を図ると共に、障がいを早期に発見、対応できる体制の構築に努めます。

また、心の健康相談を充実させ、近年増加しているうつ病やひきこもりなどの予防や早期発見、早期対応を図ります。

基本施策	施策内容
① 周産期対策の充実	妊産婦及び新生児の家庭を訪問し、健康状態、生活環境、疾病予防等について、保健師が相談・指導を行います。
② 乳幼児健診事業の充実	乳幼児健診を通じて健全な発育・発達状態を確認し、疾病や異常、発達障がいの早期発見に努めます。
③ 生活習慣病の予防、早期発見	特定健康診査 ¹⁹ 及び特定保健指導 ²⁰ 、各種健診を充実させると共に、受診の利便性を高めて受診率の向上に努め、生活習慣病等の早期発見へとつなげます。
④ 健康づくりの充実	成人や高齢者に対する各種教室や健康教育を充実させ、健康づくり意識の高揚を図ると共に、生活習慣病の予防及び早期発見に努めます。

17 リハビリテーション：単なる機能回復ではなく、「人間らしく生きる権利の回復」や「自分らしく生きること」が重要で、そのために行われるすべての活動をいいます。

18 ライフステージ：人生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のことをいいます。

19 特定健康診査：メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目してこれらの病気のリスクの有無を検査し、リスクがある方の生活習慣をより望ましいものに変えていくための保健指導を受けていただくことを目的とした健康診査をいいます。

20 特定保健指導：特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対し、毎年度、計画的に実施する、動機付け支援・積極的支援をいいます。

第4章 施策の展開

（２）適切な医療・リハビリテーションの充実

障がいのある人の生活実態やニーズを踏まえて、適切な医療や医療費補助等の充実に努めます。

また、障がいの原因となる病気を治療すると共に、障がいを軽減するなど障がいのある人の自立を促進する上で重要な役割を果たすリハビリテーションの提供体制を整備します。

さらに、難病を有する人に対しても適切な支援に取り組みます。

基本施策	施策内容
① リハビリテーションの実施	医療機関や専門施設、事業所との協議を進め、広域体制のもとでの理学療法士や作業療法士の派遣や訪問等によるリハビリテーションの提供に努めます。
② 医療負担の軽減	障がいのある人等の医療費の負担を軽減するため、更生医療費、重度心身障害者医療費助成など各種医療費公費負担制度を周知し、利用拡充に努めます。 また、腎機能障がい者の透析治療交通費の助成を行います。
③ 難病を有する人の医療の充実	難病を有する人が地域で安心して暮らせるよう、医療機関・保健所との連携を強化し、医療体制の充実に努めます。

（３）精神保健対策の充実

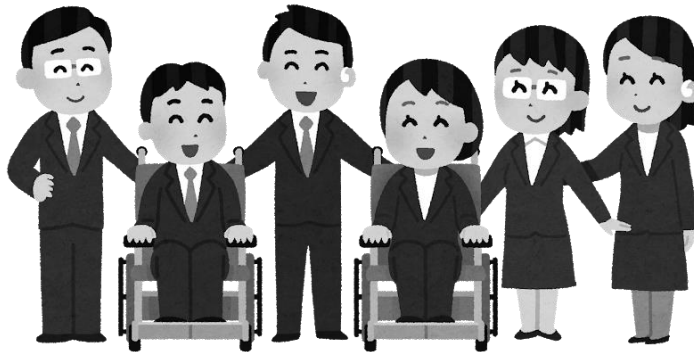
精神に障がいのある人本人やその家族への支援を積極的に推進します。

また、近年の社会構造の変化により、人々のストレスが増大し、うつ病を訴える人やひきこもりが増加するなど、新たな心の健康問題が生じていることから、町民の心の健康づくりに配慮した各種対策を充実させていきます。

基本施策	施策内容
① 相談支援体制の充実	精神障がいのある人やその家族の相談を受け、適切な助言・指導を行う相談支援体制を充実します。 また、地域、学校、職域等における心の健康に関する相談に対応をします。 さらには、うつ病をはじめとする精神疾患に関連した自殺予防、ひきこもり対策、PTSD（心的外傷後ストレス障がい）対策など社会的ニーズに即した内容の研修に努め、相談支援体制を充実します。
② 医療費負担の軽減	医療費の負担を軽減する自立支援医療（精神通院）を周知し、利用拡充に努めます。
③ 施設通所者に対する交通費の助成	施設に通っている精神障がいのある人に対し、交通費を助成します。

第4章 施策の展開

基本施策	施策内容
④ 地域活動支援センターの支援	精神障がいのある人の自立と社会復帰、地域活動を促進するため、町内の地域活動支援センターを支援します。
⑤ 心の健康づくりの充実	うつ病やひきこもり等心の健康問題について、講演会等を実施し予防や早期発見に努めます。
⑥ 心の健康相談の充実	「広報けんぶち」を利用して、名寄保健所が実施している「こころの相談」「思春期相談」等について周知します。



基本目標3 自立と社会参加を支えるまちづくり

1. 療育・教育の充実

◆◇施策の方向◇◆

- 障がいや発達の違いのある子ども一人ひとりが、生き生きと個性を発揮しながら自らの可能性を伸ばし、将来にわたって自立した生活を送ることを可能とする力をはぐくむ必要があります。
- このため、専門機関との連携を進めるとともに、乳幼児期から学校卒業まで一貫して計画的な療育や教育を行うことができるような相談支援体制を構築します。
- また、保育所において障がいや発達の違いのある子どもの受け入れや、学校においては、一人ひとりの障がいの状態や特性、教育的ニーズに応じて適切な教育を行う「特別支援教育」の充実に努めます。

(1) 療育の充実

母子保健事業において乳幼児期の心身の発達を確認し、障がいや発達の違いのある子どものいる家庭等を対象とした相談・指導を行います。

また、保育士の研修機会を拡充したり、「士別市こども通園センターのぞみ園」との連携を強化するなど、障がいや発達の違いのある子どものいる家庭が安心して預けられるよう、保育所における障がい児保育の充実に努めます。

基本施策	施策内容
①療育相談の充実	健診事後、療育が必要になった乳幼児の保護者に対し療育相談を実施します。 担当職員の研修機会を拡充し、より専門性の高い相談・助言に努めます。
②療育訓練や就学に向けての支援ネットワークの形成	児童の療育、就学に向けて、保育所、児童相談所、学校、教育支援委員会などの連携を深め、関係者間のネットワークづくりを進めます。
③乳幼児のケア体制の整備	未就学の障がいのある乳幼児に対し、児童発達支援事業（日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等）のサービスを提供します。
④保育所における受け入れ体制の充実	保育所において、障がいや発達の違いのある乳幼児個々の状態に配慮した保育ができるよう関係機関との連携を密にし、情報収集に努めると共に、研修の充実等により保育士の資質の向上を図ります。

第4章 施策の展開

(2) 学校教育の充実

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという観点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため適切な指導及び必要な支援に努めます。

基本施策	施策内容
① 障がいの状態に応じた適切な学校教育の充実	障がいの状態や発達段階に応じた指導体制の整備・専門性のある人材の確保等により、障がいや発達に遅れのある児童・生徒に対する学校教育の充実を図ります。 特別支援学級において、日常の教育活動の工夫や普通学級の児童生徒との交流学習の充実を図ります。
② 生活支援員の配置	小学校及び中学校において、円滑な集団生活への適応の支援、障がいや発達に遅れのある児童・生徒の学校生活をサポートする学習生活支援職員を継続して配置します。
③ 特別支援教育 ²¹ 連絡協議会の連携強化	特別支援児童・生徒に対し保育所、小学校・中学校・高等学校における一貫した支援を行うため、教育支援委員会において、関係機関との連携をより一層強化し、各々が特別支援教育に関する研修会・講演会に参加し、専門性の高い教育の充実を図ります。
④ 特別支援教育コーディネーターの配置	小学校、中学校及び高等学校内に特別支援教育コーディネーターを配置して、特別支援教育の強化充実を図ります。
⑤ 障がいのある児童・生徒に対応する指導体制の充実	校内委員会の設置、町内外の教育機関等との連携、教職員に対する研修機会の拡充など、障がいのある児童・生徒に応じた指導体制の充実に努めます。
⑥ 就学指導（教育支援）の充実	障がいのある児童生徒の入学・進学にあたって、本人や家族の相談に応じ、就学指導（教育支援）委員が適切な助言・指導を行います。 また、関係諸機関との連携により、適切な支援や教育内容の充実を図ります。
⑦ 放課後対策等の推進	<u>学童保育所²²</u> 、絵本の館において、放課後の児童生徒の受け入れ体制の推進を図ります。
⑧ 教育相談の充実	教育委員会において、児童生徒並びに保護者からの教育に関する相談等に応じ、適切な助言・指導や支援を行っていきます。
⑨ 児童のケア体制の整備	小学生以上の障がいのある児童生徒に対し、放課後等デイサービス事業（放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等）を提供します。

21 特別支援教育：障がいのある幼児、児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育をいいます。

22 学童保育所：主に日中保護者が家庭にいない小学生児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業の施設のことをいいます。

2. 社会参加の促進

◆◆施策の方向◆◆

- 働くことは収入を得ることに加え、仕事を通じて社会とのかかわりを持ち、生きがいにもつながる等、障がいのある人の生活の充実に大きな役割を果たしています。
- 障がいのある人の働く意欲を尊重し、企業等への就労に向け雇用情報を積極的に提供するとともに、就労した障がい者が安心して仕事を継続できるよう各種支援に努めます。
- 一般企業での就労に困難がある障がいのある人が就労の場を得ることができるよう、福祉的就労²³の場の確保・整備を進めます。
- 地域活動・社会活動に参加することは、障がいのある人本人の生活を充実させ、自己啓発や生きがいづくりに大いに貢献するとともに、仲間同士や地域の人々との交流を促進し、障がいのある人が地域で孤立するのを大いに防ぐ役割を持っています。
- 障がいのある人が自らの志向と能力に応じて、地域社会の一員として自覚できるような活動や生きがいづくりとなる活動に、生涯を通じて参加できる体制づくりに努めます。

(1) 雇用・就業の促進

障がいのある人をめぐる厳しい雇用環境を踏まえながら、雇用関係機関との連携をより一層進め、積極的な雇用情報の提供等就労支援を行います。

障がいのある人が安心して仕事を続けられ、また企業等も安心して障がいのある人を雇用できるよう、就労後の支援に努めます。

基本施策	施策内容
①雇用関係機関との連携	就労促進についての情報収集に努め、障がいのある人への提供を積極的に行うため、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの雇用関係機関との連携を進めます。
②一般企業における雇用促進	町内・町外商工会やJ A等の協力を得て、事業所に対し、障がいのある人の雇用促進を要請します。
③町職員としての雇用の促進	短時間雇用等幅広い雇用形態も検討に加え、 <u>法定雇用率</u> ²⁴ の達成を図ります。

23 **福祉的就労**：障がいにより一般就労が難しい方に対し、病気や障がいを配慮してもらいながら工賃を得る就労形態のこと。雇用契約が結ばれる就労と、契約が結ばれない就労形態がある。多くが雇用契約のない就労であるが、個人のニーズにあわせた就労が可能となります。

24 **法定雇用率**：民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者を雇用しなければならないとされている。

法定雇用障害者数＝（常時雇用労働者の数＋短時間労働者の数×0.5）×障害者雇用率

障害者雇用率（法定雇用率） 民間企業（労働者数43.5人以上） 2.3% 特殊法人（労働者数43.5人以上） 2.6%

官公庁（職員数43.5人以上） 2.6%

厚生労働大臣の指定する教育委員会（職員数45.5人以上） 2.5%

第4章 施策の展開

基本施策	施策内容
④就労者支援の充実	現在就労している人が気軽に相談できる窓口の整備や、雇用者及び職場の理解を深めるための機会の充実を図ります。 また、障がいのある人が安心して仕事を続けられるよう、直接障がいのある人の職場に出向いて、仕事に適應するための支援や職場でのコミュニケーションを改善するための支援等を行う<u>ジョブコーチ</u>²⁵の利用について検討します。
⑤職業訓練の充実	雇用関係機関との連携を図りながら、障がいのある人の職業訓練を促進し、就業を促進します。

(2) 福祉的就労の充実

障がい者の就労支援は一般就労への支援だけでなく、福祉的就労のもと生きがいややりがいなど自己実現を図っていくことが可能な支援体制の整備も必要です。

一般就労に困難がある障がいのある人が多様な働き方を選択できるよう、就労機会や就労訓練の機会を提供する福祉的就労の場の充実に努めます。

基本施策	施策内容
①就労訓練施設の充実	一般企業等での就労を希望する人や通常の事務所で雇用されることが困難な人に就労機会や訓練機会を提供する場の確保に努めます。
②福祉的就労への支援	町内施設への運営支援、通所者への交通費助成等、福祉的就労の場やその利用者に対する支援を充実させます。
③工賃向上への支援	福祉施設の生産品の販路拡大、官公需促進、生産基盤整備の充実などに関する支援を進め、福祉的就労者の工賃の向上に努めます。
④地域活動支援センターの支援	障がいのある人に創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活が送れるよう支援します。
⑤優先調達周知と推進	町が実施する事務事業は、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努め、制度の理解が深められるよう周知を図るものとします。自主的な取組を促しつつ、施設等と調達の推進に努め、障害者の所得向上を目指すものとします。町と指定管理者制度による委託契約している相手方や職員個人、親睦団体等での物品購入等についても、障害者就労施設等からの物品等の調達について理解と協力を求めるものとします。

²⁵ **ジョブコーチ**：障がい者の就労にあたり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える者のことをいいます。

第4章 施策の展開

（３）地域活動・社会活動への参加促進

障がいのある人が地域社会の一員として地域活動や社会活動に積極的に参加できるように参加の場を提供します。

また、障がいのある人の活動を支援するため、ボランティアの確保などの支援体制の整備・充実に努めます。

基本施策	施策内容
①地域活動への参加促進	障がいのある人が地域社会の一員として、地域で行われる様々な行事や住民活動に参加しやすいよう、主催者に対して配慮を促すと共に、障がいのある人へのPRに努めます。
②社会参加への支援体制の充実	障がいのある人の活動を支えるボランティアの養成と確保、町内行事時における手話通訳者の派遣や移送サービスの実施等、障がいのある人の社会参加・地域活動を様々な形で支援する体制の整備に努めます。

（４）スポーツ・趣味・文化活動の充実

障がいのある人がその志向と能力に応じて、生涯にわたってスポーツや趣味・文化活動に親しみ、社会参加と仲間づくりを行えるような機会と場を提供します。

指導者や自主サークルの育成、ボランティアの確保など、活動の支援に努めます。

基本施策	施策内容
① 社会福祉合同運動会の充実	障がい者施設の利用者や障がい者団体、社会福祉に係る団体及び高齢者介護施設、老人クラブが一堂に会し、軽スポーツやゲームを通して健康増進と交流を図る「社会福祉合同運動会」の内容を充実させます。
②障がい者スポーツの普及・促進	障がい者が気軽に楽しめる障がい者スポーツの紹介と普及に努めます。また、道や上川管内で行われる障がい者スポーツ大会への参加を促進します。
③西原の里芸術創作活動の振興	町内の知的障がい者施設が実施する「西原の里芸術創作活動」の振興を図ります。
④絵本の館等における趣味・文化活動の充実	絵本の館等において、点字図書、映像ライブラリーを充実し、音読、読み聞かせボランティアを確保することで、障がいのある人の学習や趣味・文化活動を支援します。

3. 安心とやさしさのまちづくりの推進

◆◆施策の方向◆◆

- 障がいのある人が生きがいや彩りのある充実した生活を実現するには、快適性と安全性が十分に保障され、不安を抱くことなく常に安心して過ごせる日常生活環境及び活動空間の整備が求められます。
- このため、「北海道福祉のまちづくり条例」「北海道建築基準法施行条例」「バリアフリー法²⁶」等で定める整備基準に基づいて、障がいのある人への配慮がなされた居住環境の整備や公共的施設のバリアフリー化、歩行空間の整備、移動・交通対策を推進します。
- 障がいのある人を犯罪や災害から守るため、防犯対策、防災対策の充実を図ります。

（１）住まいづくり・まちづくりの推進

障がいのある人が快適に安心して生活できるよう、住まいやまちづくりにおけるバリアフリー化等に努めると共に、障がい者の住宅・居住に係る相談体制を整備します。

また、障がい者が住みやすい住宅環境整備を促進するため、住宅改修の支援や障がいに関心した公営住宅の充実に努めます。

基本施策	施策内容
① 住宅改修への支援	障がいのある人の日常生活の利便性を高め、かつ介護に適した住宅改修について、適切な指導、助言を行うと共に、日常生活用具給付などの公的制度に沿った住宅改修の支援を行います。
② 入居への支援	関係機関及び団体の連携により、障がい者相談支援事業による障がい者の住宅入居希望時における各種相談、公的保証人制度の利用などの助言を行うよう体制整備に努めます。
③ 公共施設等のバリアフリー化	公営住宅をはじめ観光・スポーツ・文化施設などの公共施設について、段差解消など障がいを持つ人やそうでない人が共に利用しやすいように、今後もより一層のバリアフリー化を進め、アクセシビリティの向上も図り、 <u>ユニバーサルデザイン 2020</u> ²⁷ 等を参考に、公共施設の整備・改修を促進します。

26 **バリアフリー法**：正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」です。旧ハートビル法と旧交通バリアフリー法が廃止され、バリアフリー法として一本化され、その内容を拡充し、平成18（2006）年12月から施行されています。

27 **ユニバーサルデザイン 2020**：共生社会の実現に向けた大きな二つの柱として、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組（「心のバリアフリー」分野）と、ユニバーサルデザインの街づくりを推進する取組（街づくり分野）を推進していくためにとりまとめ、後世に残していくための国の行動計画です。

第4章 施策の展開

（２）移動・交通対策の推進

障がいの有無にかかわらず、すべての町民が、快適にかつ安心して外出・移動できるよう、歩道や建物の段差の解消など歩行空間のバリアフリー化に努めます。

また、障がいのある人の社会参加を促進するため、移動手段の安全性及び利便性の向上に努めます。

基本施策	施策内容
①歩行空間のバリアフリー化	市街地大通り道々改修工事等をはじめ、障がいのある人の歩行や車いす利用に配慮した公共道路の歩道の確保に努めます。 また、道路法等により可能な範囲での歩道の段差解消策について関係者との検討を進めます。
②歩道除排雪の徹底	障がいのある人等が冬期に快適かつ安全に移動できるよう、ＪＲ駅周辺、中心市街地、通学路、公共施設周辺の歩道について除排雪を徹底します。
③公共交通機関の整備・利用促進	町営バスにおける低床車両の導入等、障がいのある人等が利用しやすい公共交通機関の整備に努めます。 また、乗合自動車「じんじん号」の利用促進を図ります。
④交通費の助成・減免の実施	町営バス乗車料金、じんじん号運賃の割引、腎機能障害者通院交通費助成、在宅障害者（児）施設通所交通費助成等を実施します。 また、これまで高齢者を対象に行ってきた通院タクシー助成、町営バス区域外に居住する人の民間バス利用料金の助成について、重度障がい者を対象として検討します。
⑤移動支援の充実	移動困難な障がいのある人の日常生活上で必要となる買物などのための移動の支援を継続して行います。障がい児の通学等については、ニーズをみて検討します。
⑥重度の障がいのある人への支援	重度の障がいのある人の施設通所送迎に対し、支援を行います。

（３）防災対策の推進

障がい者の災害時の不安を解消するために、日頃から災害に備え、防災知識の普及や災害時の適切な情報提供、地域住民の協力による安全確保体制の充実と共に、避難所の整備を図ります。

また、支援が必要な方へ災害時避難行動要支援者名簿²⁸への同意確認書の提出周知、同名簿作成・個別支援計画の作成を進め、地域の関係団体や組織、ボランティアなどとの横断的な連携により、災害時における避難誘導、安否確認などの支援体制の充実を図ります。

²⁸ **災害時避難行動要支援者名簿**：高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が義務付けられました。この名簿に登録した方のうち、名簿情報を避難支援等関係者に事前提供することに同意した方について、自治会・関係機関等で情報共有し、災害が発生した時、又は避難勧告が発令された時などに、安否確認や避難支援を行うために活用します。

第4章 施策の展開

基本施策	施策内容
①在宅者支援体制の充実	個人情報保護法に配慮しながら、民生委員・児童委員や小地域ネットワーク²⁹委員との連携を図り、障がいのある人をはじめとした災害弱者の把握に努めます。 また、避難経路の確保と要援護者の誘導・援助体制の整備を進め、災害発生時には、把握した情報を基に、近隣住民との協力を得ながら災害弱者の速やかな避難を支援します。
②避難所対策の充実	福祉避難所の確保と障がい者に配慮した環境整備に努めます。 災害発生時には、福祉避難所³⁰において、障がいのある人等の健康状態の把握に努めます。
③障がい者施設における防災体制の充実	災害発生時における障がい者施設の安全確保を図るため、防災組織体制づくり、施設の安全性の強化、防災教育・避難訓練の実施等の施策を施設と連携を図り進めます。
④障がいのある人を対象とした避難訓練、防災教室の充実	防災無線の役割や災害発生時における避難方法、日頃から備えておくべきこと等について学ぶ避難訓練、防災教室の開催に努め、障がい者団体やボランティア団体のメンバーの参加を促します。

（４）防犯対策の推進

障がいのある人を犯罪から守るため、地域ぐるみで地域の安全・安心を確保する体制の整備と活動展開を図ります。

基本施策	施策内容
①見守り活動の推進	個人情報保護法に配慮しながら、民生委員・児童委員や小地域ネットワーク委員による見回り活動を推進します。 また、関係機関による防犯見回りを進めます。
②消費生活相談の充実	障がいのある人が「還付金等詐欺」（詐欺や悪徳商法）などの被害に遭わないよう、消費生活相談窓口を開設し、警察との連携も含め、相談活動を充実させます。 また、障がいのある人を対象とした相談支援サービスの中で、防犯や消費生活を含む日常生活全般にわたる相談に応じます。
③財産や権利を守る諸制度の周知徹底	障がいのある人の財産や権利を守る成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。

29 小地域ネットワーク：小地域を単位として要援護者一人ひとりに近隣の人びとが見守り活動や援助活動を展開すること。

30 福祉避難所：既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障がい者など一般の避難所では生活に支障をきたす人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。

4. 情報・コミュニケーションの充実

◆◆施策の方向◆◆

- 障がいのある人が必要な情報を適切に入手できるように、様々な情報をホームページ等で提供するなど情報提供体制の整備とアクセシビリティのさらなる向上を図ります。
- コミュニケーションを図ることに支障がある障がい者が、自立生活や社会参加ができるように、手話通訳等の方法によりコミュニケーションの支援を行います。

（１）情報バリアフリーの促進

必要な情報が的確に伝わり、誰もが必要な情報を入手することができるよう、個々の障がい特性に配慮した方法によって情報提供を行います。

基本施策	施策内容
①ホームページ・広報誌の充実	障がい福祉に関連する制度やサービスの改正があった場合、障がいのある人や障がい者団体等に向けて、わかりやすくその内容を紹介するページをできるだけ迅速に作成します。 また、障がいのある人等がホームページで提供されている情報を容易に見られ、利用できるよう、障がいにより十分配慮したページづくりを行います。

コメントの追加 [A2]: 広報紙？ or 広報誌？ どちらでしょうか

（２）コミュニケーション支援の充実

障がいのある人のコミュニケーション支援に対するニーズにこたえ、各種支援体制の充実に努めます。

基本施策	施策内容
①コミュニケーション支援の推進	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、コミュニケーションに支障がある人との仲介をする手話通訳者、又は要約筆記者を派遣します。 また、手話奉仕員の養成、確保に努めます。
②情報や意思の伝達の支援	障がいのある人の情報やコミュニケーションを支援するため、携帯用会話補助装置などの情報・意思疎通支援用具を給付します。
③人材の確保	各種講習会等を開催するなどして、手話通訳者、要約筆記者、朗読ボランティアなどコミュニケーションを支援する人材の確保に努めます。

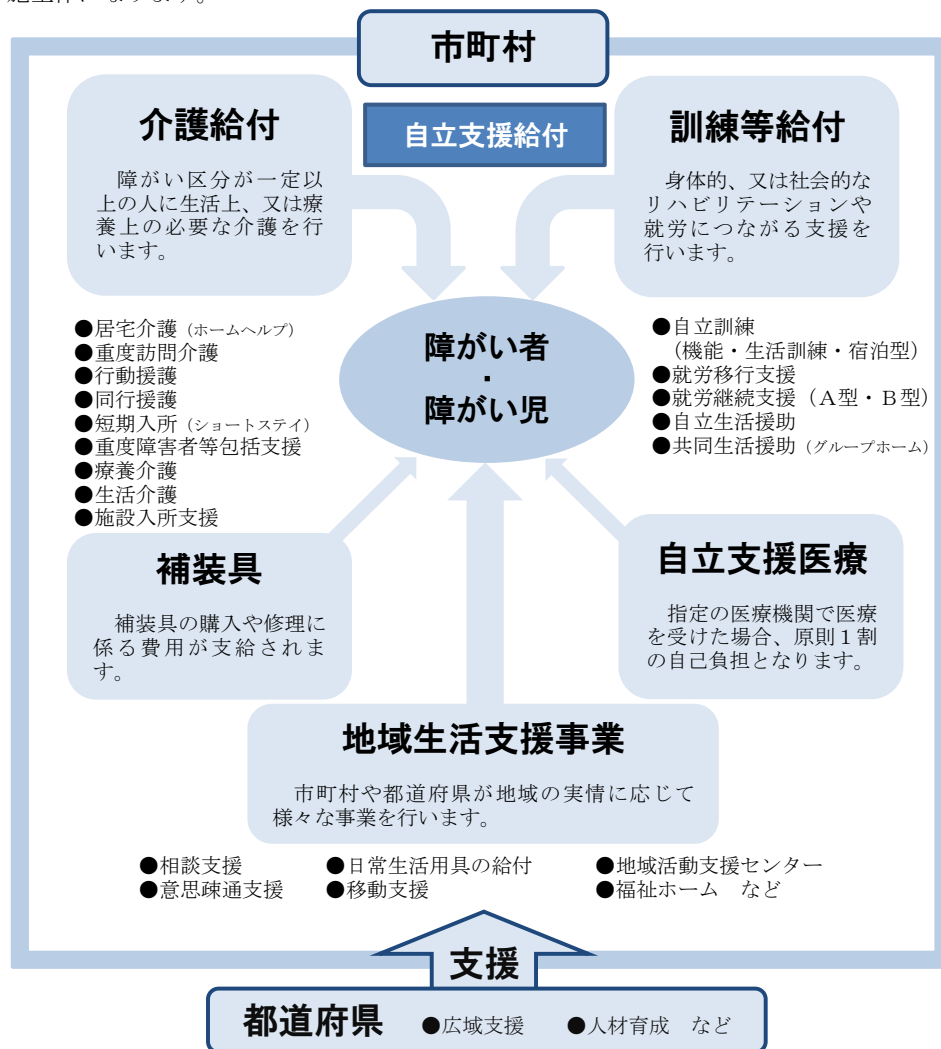
第 5 章 計画の目標値・サービスの見込量 (障がい福祉計画・障がい児福祉計画)

1. 障害者総合支援法・児童福祉法によるサービス体系

(1) 障害者総合支援法によるサービス体系

障害者総合支援法に基づくサービスは、障がいのある方々の標準的な支援の度合いや勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

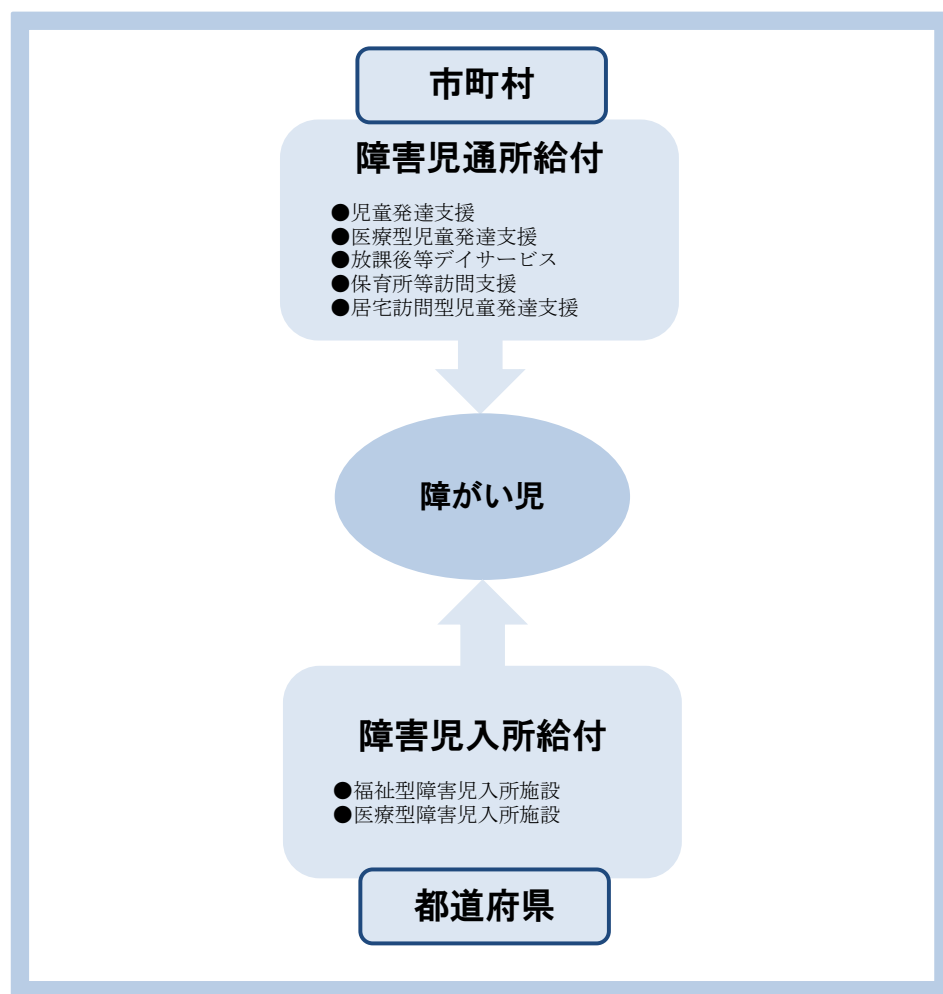
「自立支援給付」のうち、「介護給付」「訓練等給付」「補装具」「自立支援医療（更生医療・育成医療）」は市町村が実施主体に、「自立支援医療（精神通院）」は都道府県が実施主体になります。



第5章 計画の目標値・サービスの見込量

（２）児童福祉法によるサービス体系

平成24年の改正後の児童福祉法によるサービスは、障がい児施設・事業の体系に変わりました。通所サービス・入所サービスといった利用体系の違いによる体系へと変わり、「障害児通所支援（児童発達支援等）」と「障害児入所支援（障害児入所施設）」に一元化されると共に、18歳以上は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにより対応します。



2. 令和5年度に向けた数値目標の設定

障がい者の自立を支援・推進する観点から、次の数値目標を設定します。

（１）福祉施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がい者が、グループホームや一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができるようになることをめざし、令和5年度における成果目標を設定します。

【第5期計画期間の進捗状況】

第5期障がい福祉計画の数値目標達成状況をみると、福祉施設入所者の「地域生活移行者数」は、令和2年度末目標1人に対し、令和2年12月末時点での実績は0人であり、達成率0%となっています。また、福祉施設入所者の「削減数」も、令和2年12月末時点での実績は0人で、達成率は0%であり、施設入所者数は17人となっています。

■福祉施設入所者の地域生活への移行

項 目	令和2年12月末 (実績値)	令和2年度末 (目標値)	備 考
地域生活移行	0人	1人 (5.56%)	
施設入所者削減数	0人	1人 (5.56%)	

【現状と課題】

施設に入所している障がい者は高齢化しており、また、入所者の多くが重度の障がい者のため地域生活への移行は難しい現状があります。

■国が示す基本的な考え方

- 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行。
- 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減。

■北海道の目標値

- 令和2年度末時点の施設入所者数の2.4%以上が地域生活へ移行。
- 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点から4.3%以上削減。

【第6期計画の目標値】

国及び道の目標値と本町の現状を踏まえ、目標値を「地域生活移行者数、施設入所者削減数をともに1人」と見込みました。

【第6期計画の目標値】

項 目	数値	考 え 方
令和元年度末時点の 入所者数（A）	17人	令和元年度末時点の施設入所者数
【目標値】 令和5年度末の	1人	施設入所から共同生活援助（グループホームなど）へ移行した者の数

第5章 計画の目標値・サービスの見込量

地域生活移行者数（B）	5.8%	移行割合（B/A）
【目標値】 令和5年度末の 削減見込（C）	1人	施設入所者の削減見込数
	5.8%	削減割合（C/A）

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すための目標を設定します。

【現状と課題】

本町における精神に障がいのある方は増加傾向にありますが、精神障がいに対応した福祉資源が乏しい状況にあります。広域での地域移行支援、共同生活援助、就労サービス等の安定的な供給が必要です。また月に一度の障害者連絡調整会議にて関係機関の連携、協議を継続的に進める必要があります。

■国が示す基本的な考え方

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の上昇：316日以上とすることを基本とする。（新規）
- 精神病床における1年以上長期入院患者数：10.6万人～12.3万人
- 退院率：3か月後 69%以上、6か月後 86%以上、1年後 92%以上

■北海道の目標値

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の上昇：316日以上とすることを基本とする。（新規）
- 精神病床における1年以上長期入院患者数：10.6万人～12.3万人
- 退院率：3か月後 69%以上、6か月後 86%以上、1年後 92%以上

【第6期計画の目標設定】

項 目	目標	考 え 方
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	地域の実情に応じて1人を見込む
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	1人	地域の実情に応じて1人を見込む
精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人	地域の実情に応じて1人を見込む
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	地域の実情に応じて1人を見込む
保健、医療、福祉関係者による協議の場	設置	自立支援協議会及び障害者連絡調整会議での協議
保健、医療（精神科、精神以外の医療機関別）、福祉、介護、家族等の関係者ごとの参加者数	10人	自立支援協議会委員数
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	

精神障がい者の地域移行支援等、地域定着支援、自立生活援助の利用者数は近郊にサービス提供事業所が少なく実績がない状態ですが、今後の利用にむけて1人を見込みま

第5章 計画の目標値・サービスの見込量

した。上川北部圏域精神障がい者地域生活支援センター事業の動向を踏まえつつ、保健・医療・福祉関係者による連携、協議を継続していきます。

（３）障がい者の地域生活の支援

障がい者が地域で安心感を持って暮らすことができ、親元からの自立を希望する人を支援するための拠点整備をめざし、令和5年度における成果目標を設定します。

【第5期計画の進捗状況】

本町では、障がい者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、居住支援の拠点の設置について広域で取り組み、令和元年度に整備しました。

■障がい者の地域生活の支援

項 目	令和2年12月末 (実績値)	令和2年度末 (目標値)	備 考
地域生活支援拠点数	1か所	1か所	

■国が示す基本的な考え方

○各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

■北海道の目標値

○障がい保健福祉圏域に1カ所以上整備

【現状と課題】

令和元年4月に広域で地域生活支援拠点を整備しています。今後も継続して運用状況を検証、検討していきます。

【第6期計画の目標値】

広域で整備している地域生活支援拠点について年1回以上運用状況を検証、検討する。

（４）福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、令和5年度における成果目標を設定します。

【第5期計画期間の進捗状況】

第5期障がい福祉計画の数値目標達成状況をみると、福祉施設から一般就労への移行状況については、令和2年度目標1人に対し、令和2年12月末時点の実績が1人となり、達成率は100%となっています。

■福祉施設から一般就労への移行

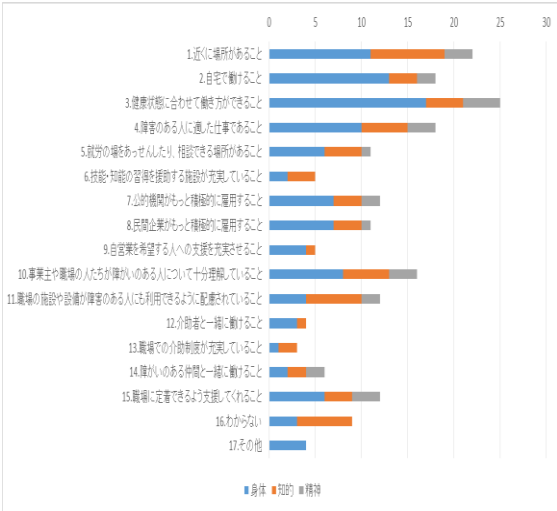
項 目	令和2年12月末 (実績値)	令和2年度末 (目標値)	備 考
一般就労移行者数	1人	1人	

第5章 計画の目標値・サービスの見込量

【現状と課題】

障がい者が一般就労や就労サービスを希望するニーズは高まっており、就労先の開拓や就労後の定着支援が重要となっています。また、近郊に就労移行支援事業所や就労定着支援の事業所が無く、障がい者就業センターや相談支援事業所との連携が重要となっています。

また平成 29 年 11 月に実施したアンケート調査（以下「アンケート調査」）において、今後働くために必要なこととして、「健康状態に合わせた働き方ができること」「近くに職場があること」「事業主や職場の人たちが障害のある人について十分理解していること」等が高い割合を示しています。



■国が示す基本的な考え方

- 福祉施設から一般就労への移行について、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上とする。うち移行支援事業：1.30 倍、就労 A 型：1.26 倍、就労 B 型：1.23 倍（新）
- 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7 割以上の利用（新）
- 就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所：7 割以上（新）

■北海道の目標値

- 福祉施設から一般就労への移行について、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上とする。うち移行支援事業：1.30 倍、就労 A 型：1.26 倍、就労 B 型：1.23 倍（新）
- 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7 割以上の利用（新）
- 就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所：7 割以上（新）

【第6期計画の目標値】

項 目	数 値	考 え 方
【基準値】 福祉サービスから一般就労への移行者	1 人	令和 2 年度において、福祉サービスから一般就労に移行した者の数
【目標値】 目標年度（令和 5 年度）の 一般就労移行者数	1 人	令和 5 年度において、福祉施設から一般就労に移行した者の数

（5）障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児への支援の強化を進めるため、令和5年度における成果目標を設定します。

【現状と課題】

現状は、本町の障害福祉主管課と保健グループが中心に、障がい児における様々なケースに関して、士別市子ども通園センターのぞみ園や保育所、学校等と連携し対応しています。現在本町において、医療的ケアが必要なお子さんや難聴のお子さんはいません

第5章 計画の目標値・サービスの見込量

が、乳幼児健診や健診で実施されるスクリーニング検査をとおして、支援が必要なお子さんがいる場合は、迅速に支援できる体制の構築を広域ですすめていかなければいけません。

■国が示す基本的な考え方

- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上の設置。
- 難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保（新）
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保する。
- 医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（一部新）

■北海道の目標値

- 児童発達支援センター又は市町村中核子ども発達支援センターの設置数 21カ所（障がい保健福祉圏域に1カ所以上整備）
- 保育所等訪問支援事業所数 21カ所（障がい保健福祉圏域に1カ所以上整備）
- 主に重症心身障がい児を支援する放課後デイサービス事業所数 21カ所（障がい保健福祉圏域に1カ所以上整備）

【第6期計画の目標値】

指標と目標年度	目標	考 え 方
【令和5年度まで】 児童発達支援センターの設置	1カ所設置済	士別市こども通園センターのぞみ園は国が定める児童発達支援センターの基準を満たしていませんが（給食サービスの未実施）実質的機能（児童発達支援、保育所等訪問支援）を実施しているため、設置済としています。
【令和5年度まで】 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	設置を検討	乳児のスクリーニング検査や関係機関との情報共有に努め、体制の確保に努めます。
【令和5年度まで】 保育所等訪問支援の体制構築	設置済	士別市こども通園センターのぞみ園が実質的機能を実施
【令和5年度まで】 児童発達支援事業所 （重症心身障害児）	設置を検討	広域での設置を検討
【令和5年度までに】 放課後等デイサービス事業所 （重症心身障害児）	設置を検討	広域での設置を検討
【令和5年度まで】 医療的ケア児支援の協議の場 コーディネーターの配置	配置を検討	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を、圏域での設置も含め検討する。

第5章 計画の目標値・サービスの見込量

（５）相談支援体制の充実・強化等（新規）

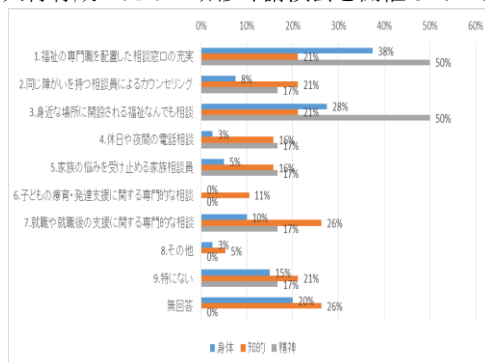
相談支援体制のさらなる充実・強化に向けて令和５年度における成果目標を設定します。

【現状と課題】

困難事例や専門的なケースが発生した場合、平成３０年４月より基幹相談支援センターを中心に、迅速に相談支援につなぎ、関係機関が連携し対応しています。

また、基幹相談支援センターにより人材育成のための研修や講演会を開催しています。

またアンケート調査では、「相談支援体制について、どのようなことの充実を望むか」について、「福祉の専門職を配置した相談窓口の充実」が最も多く、次いで「身近な場所に開設される福祉なんでも相談」となっています。また「就職や就職後の支援に関する専門的な相談」は知的障がい者の中で高い割合となっており



【第6期計画の目標値】

指標と目標年度	数値目標	考 え 方
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施	基幹相談支援センター及び健康福祉課により実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	16 件	基幹相談支援センター令和元年度総合的・専門的相談件数実績
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	4 件	基幹相談支援センター令和元年度人材育成に関する研修等の実績
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	11 回	基幹相談支援センター令和元年度相談支援専門部会の回数

（６）障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築（新規）

障害福祉サービスの質の向上を図るための体制構築に向けて令和５年度における成果目標を設定します。

【第6期計画の目標値】

指標と目標年度	数値目標	考 え 方
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	1 人	障害福祉担当者 1 名

第5章 計画の目標値・サービスの見込量

障害者自立支援審査支払等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	検討	体制について検討する
--	----	------------

3. 基本目標達成に向けたサービス・事業体系

(1) 指定障害福祉サービス

① 訪問系サービス・・・在宅で訪問を受けたり、通所などで利用したりするサービスです。

事業項目	事業内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも介護が必要な程度が非常に高い人と認められた人には、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

② 日中活動系サービス・・・入所施設等で昼間の活動を支援するサービスを行います。

事業項目	事業内容
短期入所（ショートステイ）	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設に入所できます。
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活にかかる訓練等の支援を実施します。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の必要がある知的障がい者・精神障がい者に、社会的リハビリテーションやサービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を実施します。
宿泊型自立訓練	知的障がい、又は精神障がいのある方に対して、居室その他の設備を利用させると共に、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を実施します。

第5章 計画の目標値・サービスの見込量

事業項目	事業内容
就労移行支援	一般就労等を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や企業等とのマッチングを図ることにより就労等が見込まれる障がい者に対し、就労に必要な知識・能力向上のための訓練を一定期間実施します。

事業項目	事業内容
就労継続支援（A型）	就労移行支援事業所等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない障がい者や就労経験のある障がい者等に、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図り、事業所内において、雇用契約に基づいて就労の機会を提供します。また、一般就労に必要な知識・能力が高まった者は、一般就労への移行に向けての支援を実施します。
就労継続支援（B型）	就労移行支援事業所等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない障がい者や、一定年齢に達している障がい者等に、事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）したり、工賃の支払い目標水準を設定したりして、金額のアップを図り、知識・能力が高まった者については、就労の移行に向けての支援を実施します。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握すると共に、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うものです。

③ 居住系サービス・・・入所施設等で住まいの場におけるサービスを行います。

事業項目	事業内容
自立生活援助	施設入所支援、又は共同生活援助等を受けていた障がい者や、家族から独立し単身生活を希望する障がい者が対象となります。 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。
共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む人に、入浴や排せつ、食事の介護、また、住居における相談や日常生活の援助をします。

④ 相談支援

事業項目	事業内容
計画相談支援	「指定特定相談支援事業者」が、障がい福祉サービス、又は地域相談支援の利用を希望する障がい者（児）の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組合せ等について検討して作成します。

第5章 計画の目標値・サービスの見込量

事業項目	事業内容
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者、又は精神科病院に入院している障がい者等が地域における生活に移行するための支援を提供します。
地域定着支援	施設や病院を退所・退院若しくは家族との同居から一人暮らしに移行したなどで、地域生活に不安がある障がい者が地域に定着できるよう支援を提供します。

(2) 地域生活支援事業

事業項目	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある方が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用し、又は利用しようとする知的障がいのある方、又は精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて、又は一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある方等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付、又は貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター運営事業	障がいのある方に対し、創作的活動、又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

第5章 計画の目標値・サービスの見込量

■任意事業

市町村の判断により、障がい者等が自立した日常生活、又は社会生活を営むことができるよう支援する事業です。

事業項目	事業内容
自動車改造費補助事業	障がい者の社会参加の促進を図るため、身体障がい者が所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造する場合に、一定の支援を行います。
日中一時支援事業	日中において監護する者がいない障がい者に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するために訓練などを行います。
重度身体障害者訪問入浴事業	家族の介護のみでは入浴が困難な重度の身体障がい者への福祉の増進のため、移動入浴車による入浴介助のサービスを行います。

(3) 障がい児通所支援（指定障害児通所支援）

事業項目	事業内容
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練、又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後、又は休業日に支援が必要と認められた小学生から高校生に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児に対し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
障害児相談支援	「指定障害児相談支援事業所」が、障がい児通所支援の利用を希望する障がい児の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組合せ等について検討して作成します。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

4. 指定障害福祉サービス

(1) 指定障害福祉サービスの必要量の見込み

指定障害福祉サービスは、障害者総合支援法のサービス体系の根幹を構成するものです。障がい者の自立支援を推進する観点から、サービスの主たる体系を「介護サービスを受けて自立的な地域生活を支援する／訪問系サービス」、「社会参加して自己実現する／日中活動系サービス」「住まい・生活の場／居住系サービス」の3分類に整理することができます。また、これらのサービスを適切に調整し、障がい者の自立した生活を支えるために相談支援専門員等による相談支援が必要です。

また、アンケート調査において、「今後希望するサービス」を調査したところ、就労系サービスやグループホームのニーズが高い割合を示していました。

必要量の見込みにあたっては、現在の状況を踏まえ、利用者や事業者のニーズや意向、障がい者の将来動向、基本目標の計画目標値などを総合的に勘案して、必要量を見込みました。

指定障害福祉サービス等の必要量見込み（1か月の必要サービス量）

サービス名		年度	計画値（各年度1か月分）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系	居宅介護・重度訪問介護	時間	80（町外0）	80（町外0）	80（町外0）
	行動援護				
	同行援護	人	6	6	6
	重度訪問介護				
日中活動系	短期入所（ショートステイ）	人日分	4（内町外2）	4（内町外2）	4（内町外2）
	生活介護	人日分	529（内町外161）	529（内町外161）	529（内町外161）
	療養介護	人	3	3	3
	自立訓練（機能訓練）	人日分	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	人日分	0	0	0
	宿泊型自立訓練	人日分	0	0	0
	就労移行支援	人日分	0	0	0
	就労継続支援A型	人日分	60（内町外60）	60（内町外60）	60（内町外60）
	就労継続支援B型	人日分	340（内町外200）	340（内町外200）	340（内町外200）
	就労定着支援	人/年	0	0	0
居住系	自立生活援助	人	0	0	0
	共同生活援助（グループホーム）	人	17（内町外10）	17（内町外10）	17（内町外10）
	施設入所支援	人	17（内町外7）	17（内町外7）	17（内町外7）
相談支援	計画相談支援	人	8	8	8
	地域移行支援	人	0	0	0
	地域定着支援	人	0	0	0

第5章 計画の目標値・サービスの見込量

（２）指定障害福祉サービスの必要量確保の方策

障がい者施策のビジョンの実現に向けて、事業所と町の協働のもと指定障害福祉サービスの必要量の確保に努め、その確保のためのより具体的方策や施策については自立支援協議会での検討討論を踏まえ、展開していきます。

①訪問系指定障害福祉サービス

- ・障がい福祉施策の安定的な実施には、サービスの質と量の確保が必要となります。必要量に対するサービス提供量は確保されていると考えますが、個々の障がいの状況や必要性に応じて、きめ細かいサービスを提供できるようにサービス提供事業者と連携して基盤整備を推進し、十分なサービス提供量を確保していきます。

②日中活動系指定障害福祉サービス

- ・サービス利用者のニーズを尊重しながら、実情に即してサービスを組み合わせ、支援を行います。
- ・福祉サービスから一般就労への移行を進めるため、就労移行支援や就労継続支援のサービス事業者が円滑な事業展開が図れるよう、運営等に対する支援を行います。
- ・就労移行後、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握すると共に、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援に努めます。
- ・障がいのある人の工賃上げを図るため、就労継続支援事業所などが扱う商品や提供する役務の内容について、役場各課に対し周知を行い、庁用物品としての活用や役務の提供につながるよう、努めていきます。

③居住系指定障害福祉サービス

- ・障がい者に対する差別・偏見をなくし、障がい者の地域生活への移行を円滑にするために、障がいに関する知識についての啓発活動を推進します。

④指定相談支援

- ・「計画相談支援」については、指定障害福祉サービスを利用する際にサービス等利用計画の作成が必須になったことに伴い、利用量が増加しています。このことから、相談支援事業者と連携を図り、適切な利用計画が提供できるよう、相談支援体制の充実に努めます。
- ・地域の各相談支援機関との連携、困難ケースへの対応、権利擁護、虐待の防止・対応などに努めます。
- ・相談支援の提供体制の整備のため、引き続き相談支援事業者に対して、北海道での障がい福祉関係研修の受講を促します。

5. 地域生活支援事業

(1) 地域生活支援事業の実施に関する考え方

本町に住む障がい者（児）がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づき、指定障害福祉サービス、指定障害児通所支援事業を補完する事業として「剣淵町地域生活支援事業」を実施します。

「剣淵町地域生活支援事業」は、法令による必須事業及び任意事業により構成されます。

【必須事業】	【任意事業】
・理解促進研修・啓発事業 ・自発的活動支援事業 ・相談支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・成年後見制度法人後見支援事業 ・意思疎通支援事業 ・日常生活用具給付等事業 ・手話奉仕員養成研修事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター運営事業	・自動車改造費補助事業 ・日中一時支援事業 ・重度身体障がい者訪問入浴事業

地域生活支援事業は、指定障害福祉サービス事業、指定障害児通所支援事業と共に、障がい者（児）等の自立と社会参加を支援するための両輪となっていくものです。

地域生活支援事業のサービス提供については、利用者ニーズを充分考慮しながら、地域の社会資源を最大限活用できるようにすることが必要で、社会福祉法人やNPO法人をはじめ民間事業者などの参入を一層促進し、事業者間の連絡調整・情報共有を図りながら、利用者のサービスの選択を可能にするために必要なサービス量の確保に努めます。

(2) 地域生活支援事業の必要量の見込み

障がい者（児）の地域での豊かで文化的な生活を確保するために、指定障害福祉サービス事業、指定障害児通所支援事業と共に、地域での実情や特性を踏まえてサービスを提供します。

地域生活支援事業の必要量は、現状の状況を踏まえ、利用者のニーズや動向、障がい者（児）の将来動向などを総合的に勘案して見込みました。

① 理解促進研修・啓発事業の見込み

サービス名	年度	計画値			備考
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	1	1	1	「有」=1、「無」=0

第5章 計画の目標値・サービスの見込量

② 自発的活動支援事業の見込み

サービス名	年度	計画値			備考
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	1	1	1	「有」=1、「無」=0

③ 相談支援事業の見込み

サービス名	年度	計画値			備考
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(3) 相談支援事業					
① 相談支援事業					
ア 障がい者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2	
イ 地域自立支援協議会	実施箇所数	1	1	1	
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	1	1	1	「有」=1、「無」=0
③ 住宅入居等支援事業	実施の有無	0	0	0	「有」=1、「無」=0

④ 成年後見制度利用支援事業の見込み

サービス名	年度	計画値			備考
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(4) 成年後見制度利用支援事業	実施の有無	1	1	1	「有」=1、「無」=0

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業の見込み

サービス名	年度	計画値			備考
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	1	1	1	「有」=1、「無」=0

⑥ 意思疎通支援事業の見込み

サービス名	年度	計画値			備考
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(6) 意思疎通支援事業					
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数	1	1	1	

第5章 計画の目標値・サービスの見込量

⑦ 日常生活用具給付等事業の見込み

サービス名		年度	計画値			備考
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(7) 日常生活用具給付等事業						
①介護・訓練支援用具	件数		1	1	1	
②自立生活支援用具	件数		1	1	1	
③在宅療養等支援用具	件数		1	1	1	
④情報・意思疎通支援用具	件数		1	1	1	
⑤排泄管理支援用具	件数		120	120	120	
⑥居宅生活動作補助用具	件数		1	1	1	

⑧ 手話奉仕員養成研修事業の見込み

サービス名		年度	計画値			備考
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(8) 手話奉仕員養成研修事業	登録人数		1	1	1	

⑨ 移動支援事業の見込み

サービス名		年度	計画値			備考
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(9) 移動支援事業	利用者数		5	5	5	
	延利用時間数		250	250	250	

⑩ 地域活動支援センター運営事業の見込み

サービス名			年度	計画値			備考
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(10) 地域活動支援センター	基礎的事業	実施箇所数		1	1	1	
		利用者数		15	15	15	
	機能強化事業	実施の有無		0	0	0	「有」=1、「無」=0

⑪ その他の独自事業

サービス名		年度	計画値			備考
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(11) その他の独自事業						
①自動車改造費補助事業	利用者数		1	1	1	
②日中一時支援事業	利用者数		1	1	1	
③重度身体障がい者訪問入浴事業	利用者数		1	1	1	

第5章 計画の目標値・サービスの見込量

（３）地域生活支援事業の必要量確保の方策

地域生活支援事業のサービス提供について、基本的な方針としては、社会福祉法人等と連携すると共に、必要なサービスの量と質を確保し、利用者が必要に応じたサービスの選択が可能となるよう事業者間の連絡調整・情報共有を図ります。

①理解促進研修・啓発事業

- ・共生社会の実現のためには地域住民が障がい者等に対する理解を深める必要があります。地域住民が多く参加するふれあい広場の開催、障がい者等に対する普及・啓発、また、事業者への合理的配慮について広報活動を実施します。

②自発的活動支援事業

- ・障がい者等やその家族、地域住民が自発的に行う取組に対し、補助金の交付等を行い、支援に努めます。

③相談支援事業

- ・障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
- ・一般的な相談支援に加え、障がいの特性に対応できる専門性の高い基幹相談支援センターを平成30年4月より広域で設置しています。また、相談支援にかかわる各関係機関との連携を進めます。
- ・個別ケースに関する相談支援連絡調整会議等を開催し、相談支援機能のレベルアップに努めます。
- ・相談支援提供体制整備のため、相談支援事業者に対して、北海道での障がい福祉関係研修の受講を促します。

④成年後見制度利用支援事業

- ・障がい福祉サービスを利用し、又は利用しようとする知的障がいのある方、又は精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて、また、一部について補助を行います。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

- ・令和元年度より士別地域成年後見センターを広域で設置しています。法人後見実施のための研修、組織体制の構築、活動支援を図ります。

⑥意思疎通支援事業

- ・北海道ろうあ連盟への委託により、手話通訳者の派遣を実施します。また、要約筆記者の派遣体制を整備します。

⑦日常生活用具給付等事業

- ・障がいのある人が適切に利用できるよう、情報提供に努めます。また、情報収集を行い、対象品目の拡大等について検討します。

⑧手話奉仕員養成研修事業

- ・現在の上川北部市町村の共同委託を継続します。また、手話奉仕員として登録された方々の活動を支援します。

第5章 計画の目標値・サービスの見込量

⑨移動支援事業

- ・在宅で暮らす障がい者、グループホーム入所の移動困難な障がい者を主な対象者として、日常生活上の移動や、グループでの地域行事などへの参加のための移動支援を実施しています。

⑩地域活動支援センター運営事業

- ・平成 27 年度から剣淵北斗会に事業委託を行い、町内の施設（地域交流館てとて）で実施しています。在宅で暮らす障がい者の創作的活動及び地域交流の場としての内容を充実し、利用の促進を図ります。

⑪その他の独自事業

1) 自動車改造費補助事業

- ・これまでの取組を継続させ、ニーズに対応します。

2) 日中一時支援事業

- ・事業者と連携しながら、利用者・事業者に情報提供を行い、必要なサービス量の確保に努めます。

3) 重度身体障がい者訪問入浴事業

- ・家族の介護等の軽減を図るため、引き続きサービスを実施します。

6. 障がい児通所支援（指定障害児通所支援）

（１）障がい児支援にあたって

- 障がい児支援を行うにあたっては、これまで剣淵町で行ってきた障がい児支援を継続し、障がい児本人の最善の利益を考慮し、「剣淵町子ども・子育て支援事業計画」とも連動しながら、障がい児の健やかな育ちを支援します。
- 障がい児及びその保護者に対し、本人及びその保護者の困り感を把握し身近な地域で支援できるようにします。
- 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。
- 障がい児が地域の保育、教育等の支援を利用し、障がいの有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、障がい児支援を通じて、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。
- 障がいの種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下、「障害児通所支援等」という。）の充実を図ると共に、都道府県の適切な支援等も通じて、障がい児支援サービスなどの地域格差などをなくし、どこでも等しく障がい児支援サービスなどを受けることができるようにするため、地域支援体制の充実を図ります。

（２）障がい児の「子ども・子育て支援」等の利用ニーズの把握及び提供体制の整備について

障がい児の「子ども・子育て支援」等の利用ニーズについて、障がい児の保護者への調査を通じて把握し、利用ニーズを満たせる定量的な目標を示し、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児本人や保護者の希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受け入れの体制整備を行うものとします。

提供区域に関しては、「剣淵町子ども・子育て支援事業計画」と同様の剣淵町全域とし、また、北海道の福祉圏域、上川北部圏域でサービス提供しているものに関しては、従前どおりとします。

第5章 計画の目標値・サービスの見込量

（３）指定障害児通所支援の必要量の見込み

指定障害児通所支援は、児童福祉法のサービス体系の根幹を構成するものです。障がい児の日常生活における基本的動作の指導、自立した生活に必要な知識技能の付与、又は集団生活への適応のための訓練を提供することを目的として、「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」のサービスがあります。

また、これらのサービスを適切に調整し、障がい児の自立した生活を支えるために相談支援専門員等による相談支援が必要です。

必要量の見込みにあたっては、過去の利用状況を踏まえ、利用者や事業者のニーズや意向、障がい児の将来動向、基本目標の計画目標値などを総合的に勘案して、必要量を見込みました。

指定障害児通所支援の必要量見込み（１か月の必要サービス量）

サービス名	年度	計画値（各年度１か月分）		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度
児童発達支援	人	8	8	8
	人日分	40（内町外 40）	40（内町外 40）	40（内町外 40）
医療型児童発達支援	人	0	0	0
	人日分	0	0	0
放課後等デイサービス	人	1	1	1
	人日分	5（内町外 5）	5（内町外 5）	5（内町外 5）
保育所等訪問支援	人	0	0	0
	人日分	0	0	0
障害児相談支援	人	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0
	人日分	0	0	0

（４）指定障害児通所支援の必要量確保の方策

障がい児支援にあたっては、子ども・子育て支援制度から排除されないことがないように関係機関と十分な連携を図った上で、重層的・継続的な支援を行う必要があります。

早期からの支援を進めるためにも、保護者のペースに合わせた丁寧な支援や子育てに対するフォローアップが必要です。そのためには、子ども一人ひとりの伸びゆく個性や可能性を大切にしながら、豊かな人間性をはぐくむことが望まれます。

具体的方策として、障がいのある子どもとその家族が、通所により身近な地域で適切な支援を受けることができるよう、「土別市こども通園センターのぞみ園」や近郊の事業所の機能の活用等、広域でサービス供給体制の確保と充実に努めます。

また、障害児相談支援の充実を図るため、サービス提供事業所と連携し、障害児支援利用計画作成に必要な体制を確保します。

更に、居宅訪問型児童発達支援など、重症心身障がい児が地域で支援を受けられるような体制づくりを、上川北部圏域での提供も含めて検討していきます。

第 6 章 計画の推進

1. 計画の推進

本計画は、行政、事業者、住民が一体となって推進します。さらに、「剣淵町自立支援協議会」を活用し、推進のための協議の場としていきます。

障がいのある人が自立して生活していくためには、行政機関、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、教育・就労・医療・保健、権利擁護などの機関、町福祉関係委員やボランティア団体など地域内の多様な社会資源の間のネットワーク化が必要不可欠です。

相談支援事業所をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、障がいのある人自身の視点に基づく相談支援事業の運営評価や地域生活に資する支援（福祉）人材の育成、また、不足している社会資源の開発や障がい者施策への反映等を主な目的とします。

2. 専門従事者の育成・確保

道や近隣市町村、関係機関との連携を通じて、障がい者福祉施策を推進していく上で不可欠な保健・医療・福祉にかかわる各種資格者、専門従事者等の計画的養成と確保に努めます。とりわけ、障がいのある人の生活支援に従事する社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員等の専門職を広域的な連携のもとに確保し、資質の向上に努めていきます。

また、分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催などを通じて、障がいのある人にかかわる専門従事者間の連携の強化を図ります。

3. 行政職員の資質向上

複雑・多様化しつつある施策ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修（相談支援従事者研修など）の充実、意識啓発の促進やボランティア体験の実施などを通じ、行政職員の障がいのある人への理解と合理的配慮、人権意識・福祉意識の向上に努めます。

4. 財源の確保

計画の着実な実施に必要な財源を確保するため、町においては、効果的、効率的なサービス提供に努めます。また、国や道の補助制度を確保しつつ、国や道に対し各種財政的措置を講じるよう要請していきます。あわせて、適正な利用者負担の設定等に取り組みます。

5. 計画の点検・評価と進行管理

計画の実効性を高め、着実な推進を図るためには、事業の実施状況、目標達成状況を把握・点検し、その結果をその後の取組や計画の見直し等に反映させていくことが重要となります。

剣淵町障がい者基本計画・第6期剣淵町障がい福祉計画・第2期剣淵町障がい児福祉計画の点検・評価についてはPDCAサイクルを取り入れ、計画をより実効性のあるものにしたと考えています。

（１）PDCA サイクルとは

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

（２）PDCA サイクルの必要性

計画は、障がい者の生活に必要な障がい福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携すると共に、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくものです。

そのため、作成した計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していくことになります。

本町では、自立支援協議会が話し合いの場となります。

○ 障害者総合支援法（抜粋）

第88条の2 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第3項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

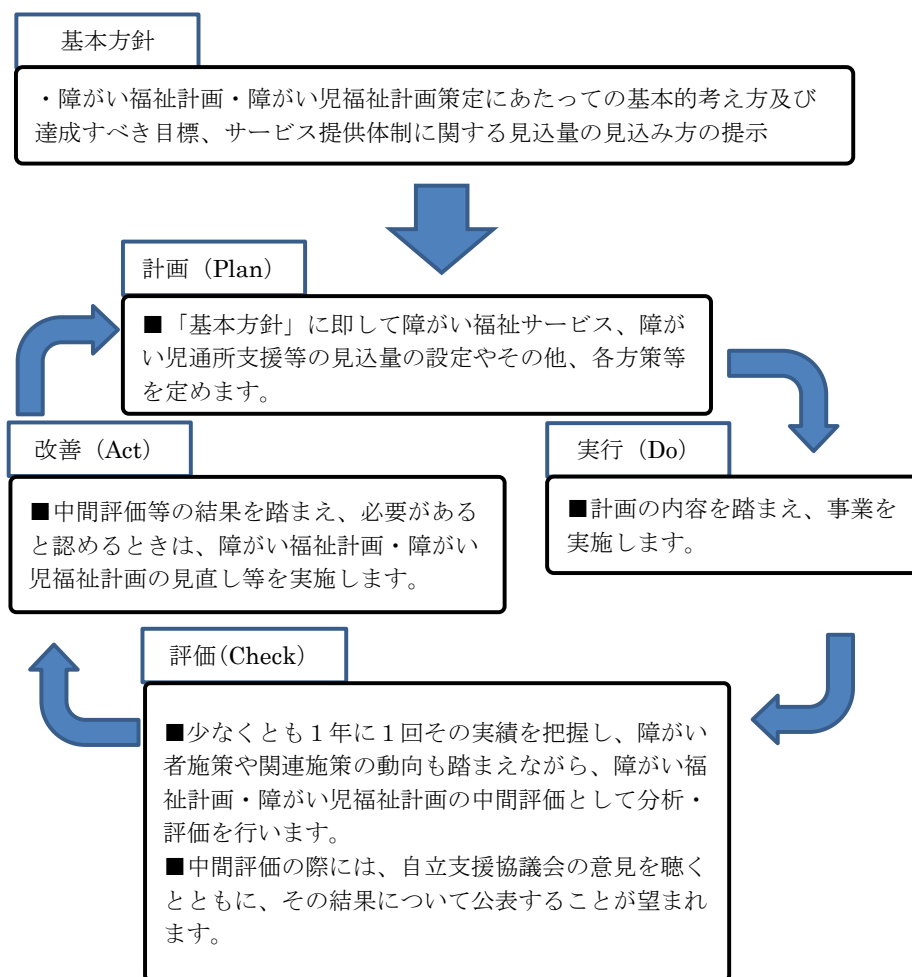
（３）PDCA サイクルの活用

少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

また、中間評価の際には、自立支援協議会の意見を聞くと共に、その結果について公表していきます。

第6章 計画の推進

【障がい福祉計画・障がい児福祉計画における PDCA サイクルのプロセスのイメージ】



資料編

剣淵町自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、剣淵町自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業者の運営評価等
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (4) 地域の社会資源の開発、改善
- (5) 障害者基本計画及び障害福祉計画の策定及び変更に関する事項
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項
- (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき組織される障害者差別解消支援地域協議会に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10名以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者
 - (2) 保健医療関係者
 - (3) 教育・雇用関係機関
 - (4) 福祉関係機関等
 - (5) 障害者関係団体
 - (6) 学識経験者
- 2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
 - 3 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 4 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 6 協議会は、会長が招集する。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、健康福祉課において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則（平成29年3月31日告示第31号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

剣淵町自立支援協議会委員

区 分	機 関 ・ 団体等	氏 名
相談支援事業者、 障害福祉サービス事業者	剣淵西原学園課長	白内 達三
	地域交流館として 地域生活支援課長	大熊 由佳
	剣淵北の杜舎係長	前内 岳
保健医療関係者	健康福祉課課長補佐	松村 貴子
教育・雇用関係機関	剣淵町保育所主任	中山 明希
	剣淵商工会副会長	卯城 規伊
福祉関係機関等	障害者・高齢者福祉部会長	児玉 美智子
	社会福祉協議会	廣田 ゆかり
障害者関係団体	剣淵町身体障がい者福祉協会 会長	西崎 則義
学識経験者		大居 晴彦

剣淵町障がい者基本計画・
第6期剣淵町障がい福祉計画・
第2期剣淵町障がい児福祉計画

令和3年3月 発行

発行・編集	剣淵町健康福祉課
住 所	〒098-0338 北海道上川郡剣淵町仲町 28 番 1 号
電 話	0165-34-3955（代表）
F A X	0165-34-3985
U R L	http://www.town.kembuchi.hokkaido.jp